

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

令和2年 3月11日 開会 9時28分 閉会 17時57分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

妹尾文彦	多賀信祥	柳原英子	山下憲雄
細羽敏彦	西村慎次郎	荒木謙二	柳井一徳
惣台己吉	三宅文雄	藤原浩司	上野安是
竇戸利昭	西田久志	三輪順治	大滝文則
宮地俊則	佐藤豊		

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 坊野公治

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総務部長	渡邊聡司
市民生活部長	佐藤和也	健康福祉部長	山田正人
未来創造部長	唐木英規	建設部長	谷本悦久
水道部長	田中伸廣	総務部次長	藤原雅彦
市民生活部次長	井口勝志	健康福祉部次長	沖津幸弘
未来創造部次長	田中大三	建設部次長	岡本健治
水道部次長	飛田圭三	芳井支所長	岡田光雄
美星支所長	川上邦和	総務部参与	藤井清志
健康福祉部参与	和田広志	健康福祉部参与	三宅早苗
建設部参与	西田直樹	会計管理者	山下浩道
病院事務部次長	一安直人	監査委員事務局長	妹尾光朗
秘書広報課長	西村直樹	企画課長	岩本展到
財政課長	片井啓介	税務課長	吉本泰人
協働推進課長	川上益史	環境課長	谷みち子
子育て支援課長	岡崎祐一	甲南保育園長	阪谷佳美

芳井保育園長	三宅弘美	偕楽園長	竹井博範
定住観光課長	多賀章治	都市施設課長	藤井義信
市民会館事務局長	佐藤修	健康福祉部参事	原田恒司
総務課長補佐	伊藤圭史	福祉課主幹	成智千恵
商工課長補佐	金政吉伸	市民課戸籍住民係長	岩本陽子
建設課管理係長	武智義仁		
教育長	片山正樹	教育次長	北村容子
学校教育課長	今井浩	生涯学習課長	三宅誠
文化課長	谷本充浩	スポーツ課長	立花計志
給食センター所長	井岡和浩	市立高校事務長	毛利恵子
教育総務課長補佐	津組勇一郎		

(3) 事務局職員

事務局長	宮良人	事務局次長	藤原靖和
------	-----	-------	------

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長（藤原浩司君） 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

きょうは3月11日でございます。東日本大震災から9年が経過をした日ということでございます。改めまして、犠牲になられました多くの方々のご冥福を心からお祈りを申し上げますとともに、被災された皆様、今もなお不便な生活を余儀なくされておられる方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

本市におきましても、平成30年7月の豪雨によりまして、過去に経験したこともないような大きな被害が発生をいたしております。一日も早い復旧に向けて、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

3月末の見込みでございますけれども、現在取り組んでおります井原市の災害復旧工事につきましては、全体の約4分の3が完成をする見込みでございます。しかしながら、まだ4分の1の復旧工事が来年度に持ち越しという状況でございます。市民の皆様には何かとご不便をおかけをしております。一日も早い復旧に向けて、引き続き全力で取り組んでいきたい

と思っております。

また、新型コロナウイルス感染症の関係でございますけれども、現在国におきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案が審議をされているところでございます。そのほかにもいろんな支援策等が検討をしている段階でございます。市としましては、国の動向をしっかりと注視をしまして、今後の市の方針につきまして、対策本部でしっかりと検討していきたいと思っております。

本日は、予算決算委員会を開催をいただきまして、皆様方には何かとご多用の中をご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この委員会に付託されております議案でございますが、令和元年度一般会計補正予算（第5号）及び一般会計、特別会計、企業会計、そして財産区会計の14会計の令和2年度当初予算ということでございます。

この委員会は、本日から2日間ということになっております。皆様方には慎重にご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第1号 令和元年度井原市一般会計補正予算（第5号）〉

〈歳入全般〉

〈なし〉

〈歳出第15款 総務費〉

〈なし〉

〈第20款 民生費〉

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（多賀信祥君） 先ほど事業承継推進奨励金について説明を受けました。恐らく委員の皆さんも、今言われた趣旨については賛同されたものはずですが、考え方とか必要性ということには賛成なんですけど、取り組みの方法、募集の仕方、要綱の内容について問題があるということで、私も質問させていただきましたけど、まず今説明を受けた中で感じたことかというと、例えば家族が家を継いでいくっていうことは、多分生きていく中においては普通のことなんですけど、家を継いでいくということに対して補助金を出す、会社自体は人生と一緒にいずれ死ぬもんだということを私のおやじは言うんですけど、それと一緒に、生きていくことにお金を出す。それを家を継いでいくために、何かをするために補助を出すということが普通だと思うんです。事業が伴うもののほうが、補助金の本来の使い方なんだというところなんですけど、今の説明では、事業がさまざまあるから要綱がこういうふうになっているんだという説明でしたけど。例えば、申請の様式でそれぞれの事業所で持っている課題を明確にして、申請の様式を変えるという手もあったんじゃないかと思うんですけど、そういうことはできなかったんでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 計画において、各事業所の課題であるとか弱みとか強みとかといったものは、その計画の中で具体的に洗い出しをして、その計画書の中に盛り込んでいただく様式になっておりまして、そういったことについては明確になった上で申請をされているというふうに理解をしております。

委員（多賀信祥君） 今の説明に対する質問もそうなんですけど、もう一つ別の視点から、別の議員の方が本会議場で質問された際に、補助金の交付規程の話をされたんですが、これと今回の補助金の要綱というのは、整合性というのとはとられているんでしょうか、全く別なものを土台にして要綱をつくられているのか、その辺をお聞かせいただけませんか。

未来創造部次長（田中大三君） 補助金の交付規程については、全ての補助金についてうたったものでございまして、この事業承継推進奨励金交付要綱については、事業承継に関するものについてうたった要綱でございます。なので、当然のことながらその補助金交付要綱に準じた中で、この事業承継推進奨励金の要綱も作成をされているという認識でおります。

委員（多賀信祥君） でありますと、先ほど言いましたように、補助金については事業が伴う、当然事業計画書、収支予算書等々を添えて市長に提出するということが書いてあります。ずっと事業を伴うということで、第9条までずっとあるわけですけど、今回の場合ですと、事業はするけど、事業については、申請の様式には、この事業をするからということであると、具体的にはこちらからは仕向けることはない、それぞれの事業所で課題があるものを事業として掲げるということなんでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） まずは事業承継へ向けた取り組みをしていただくことが、この奨励金を出す目的でございます。先ほども説明させていただきましたけれども、当然それに向けたさまざまな事業を展開していただく、そのことに関して用途についてもいろいろ説明させていただきましたが、そのノウハウを継承するとか、設備資金とか、そういったものに事業承継していくのに必要な経費をここで計上して取り組んでいくということでございます。

委員（多賀信祥君） ですので、結局取り組む主体、事業をする主体は事業所になるんです。ただ、交付するのが個人ということになると、そこでちょっとおかしいことになると思うんです。

未来創造部次長（田中大三君） 取り組むのは、事業承継という行為に関しては、先ほど言った中で、現経営者が取り組むべきこと、それから後継者のほうが取り組むべきことがお互いにあると思うんです。そのことに関して、今回は後継者が事業承継に向けて取り組む、そういった取り組みに対して必要な経費を補助しましょうということでございます。会社だけが事業承継に取り組むというものではないという認識でございます。

委員（多賀信祥君） 私も事業をしておりますけど、やはり能動者は事業所で、後継される方は、ある意味、後継をされるまでは受動的に動かれると思います。具体的に後継者の方が発生する事業について、もう一回説明していただいてもいいですか。

未来創造部次長（田中大三君） 後継者が取り組む内容でございますけども、法人の場合には、後継者が自社株式や資産運用などに、事業資産などを経営者から買い取るための資金であったり、株式や事業資産を相続、または贈与したことによって発生する税金であったり、会社の従業員などによる株式、または事業資産の買い取り資金のほか、承継前に会社を整備する費用が必要になってくるというお話をさせていただきました。

個人事業主の場合には、後継者になるために経営財務に関する知識の習得であったり、そういったものが主なもので、事業を習得するに当たっては、やはり会社の経営を安定させておく必要がありますので、その後継者みずからがそういった設備投資をするといった経費にも充てられるという形で思っております。

委員（多賀信祥君） 株式の株の購入とかって言われた、それはただの売買行為なので、事業ではないと。ですので、これについては笠岡市さんでいうと、実際にもう井原市でしているような、イバラノミクスでされているようなことを事業承継と言われて。例えば、今回新たに事業承継というものを立てるのであれば、今フォローできていないテーマを掲げて、それをやっていくっていう手があったのかなというイメージでいたんですけど、今の説明であれば、事業所が能動的に動かれる主体なのに、先ほど言いましたけど、交付をされるのは個人ということ。個人で想定される活動というのは売買行為であったり、自分のスキルの習得ということだったりであったかと思います。

最後、もう一つだけ聞きたいんですけど、72件が今回補正予算で上がってきています。これはどの時点で区切りをされて、その数字で、きょう現在まで追加があって、今後どうなる見通しか、その3点お願いしたい。どこで締めて今の72件か、その後ふえているのか、そこから後どういう見通しか。

未来創造部次長（田中大三君） 72件につきましては、1月末現在の申請の状況でございます。2月以降については、今のところ追加で出てくる予定はございません。

委員長（藤原浩司君） ここから先の分については。

未来創造部次長（田中大三君） ですから、ここから先というのが、今年度につきましては予定はございません。

委員（多賀信祥君） 認定をされたのか、受け付けをしているものがあるかどうかです。だから、未来創造部のほうに申請の書類が届いて、もしくは井原商工会議所に届いているものを含めて教えてほしいんです。全部を言ってもらわないと、我々ももう本当の本当を教えてくださいと考えると考えようがないんです。

未来創造部次長（田中大三君） 今72件認定申請を受けているものが今年度分については全てでございます。今年度についてはこれ以上出てくる予定はございません。井原商工会議所のほうで預かっているものもないというふうに向っております。

委員（妹尾文彦君） 今の多賀委員さんの話とも関連しているんですけども、私の場合は個人事業についてお伺いしたいんですけど、個人事業における継承というのは、お父さんが事業をしていると、それを息子さんが継ぐとなると、1回店を畳んでそれでまたつくるといふ、こういうふうにして継承するっていう形になると思うんですけど、それをもって継承というふうを考えられているのでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 取り組みを行っていただいている中で、最終的には税務署への廃業届、それから新たな開業届を出したことで名義上の承継は完了するというふうにご認識されます。

委員（妹尾文彦君） そうなってくると、それで継承したとすると、継承された方に、そこで贈与税みたいなものがかかってくるというので、先ほどそれに充てるのに使ったらどうかという話だったと思うんですけども、そのときに新しい事業をするというときの資金にも充てられるという話でしたが、イバラノミクスには創業支援補助金というのがあったと思うんですが、それも同時に使えたりすることになると、二重に渡すようなことになるんじゃないのかなと思ったりもするんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 例えば、創業支援補助金の活用をされた場合につきましては、それで活用された場合に、その資金については、今度は事業承継のほうでは必要経費として上げてもらっては困るので、対象外になってくるというふうにしております。

委員（妹尾文彦君） じゃあ、別項目であれば使えるということでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） はい、そのとおりです。

委員（妹尾文彦君） それは、使うほうとしてはいいかもしれないんですけど、この事業をするのは事業継承ですから、この事業は新規事業補助金を使うというのもちょっとどうかなと思ったりすることもあるんですが、それはそれで。済みません、質問しようがないので、意見があるということ。

委員（宮地俊則君） 同じ件について、幾つかお聞かせいただきます。同僚議員の質問とちょっと重複するところがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、この事業承継推進奨励金の事業の目的は、中小企業者の産業基盤の強化と成長発展を図るため、円滑な事業承継を促進することを目的として云々ということであります。この対象となる中小企業者の定義についてでありますけども、中小企業の業種分類と中小企業基本法の定義で4つに分類されておりますよね。業種の製造業その他では、資本金3億円以下の会社または従業員300人以下の会社及び個人、以下卸売業では資本金1億円以下の会社または従業員100人以下の会社及び個人、小売業では資本金5,000万円以下の会社または従業員50人以下の会社及び個人、サービス業では資本金5,000万円以下の会社または従業員100人以下の会社及び個人となっております。さらに、その下に中小企業基本法で小規模企業者の定義がございます。これは2分類されておるわけですが、製造業その他で従業員20人以下、商業・サービス業で従業員5人以下となっております。本事業の補助対象者というのは、この小規模事業者も含めてのことであろうかと思えます。現時点で認定者が72人ということですが、事前にその内訳をお伺いさせていただきました。これらを見ますと、中小企業者が72件中18件で25%、小規模事業者が54件で75%であります。その75%を占める小規模企業者54件のうち、従業員10人以下の事業所は49事業所で、全体の68%、3人以下の事業所は31事業所で、全体の43%でありま

す。中に従業員ゼロというのも2件ございます。

これらのことを踏まえまして幾つかお尋ねいたしますが、本会議の答弁で、事業承継したくても負担が大きく、なかなか踏み切れない企業の後押しがこの事業の目的であると言われておりました。その大きな負担というのは、先ほどもございましたが、例として資産であるとか株式譲渡や特許権の承継、得意先や人的ネットワークの引き継ぎなどがあると紹介されておりました。これらに該当する会社は、この中に幾つもあると思います。しかし、72件全てがこれらに当てはまると言えるのでしょうか。そこが一つ疑問であります。名義的にはまだでも、実質的には既に事業を引き継がれて、何年、何十年とたっている事業所もあるのではないかと思います。あるいは、先ほども言われておりましたが、家族数人で事業をされている事業所で、こういった承継にはほとんど負担を感じておられない事業所も含まれているのではないのでしょうか。そのあたりのチェックもされた上で認定されているとお考えでしょうか。それから、先ほど予算の範囲内とおっしゃいましたが、この予算というのは何を指されますか。額がわかれば教えてください。

未来創造部次長（田中大三君） 取り組みの内容で、全ての事業者がそういった該当の経費に必要かということだと思っておりますが、まずこの取り組みについては、先ほど言った中で、中小企業財団の専門家のチェックというか、事業承継に向けた取り組みの計画書を作成するに当たって、こういったことをやっていきたいと思いますという事で、計画の確認というか、計画書の作成についてアドバイスをもらった上で策定しております、個々の事業者において全体的にいろいろなそういった取り組むべき内容っていうのがそれぞれ変わってくるものがございます、この事業所にはこの経費といったものがなかなか一概に、全ての事業所によって取り組むべき内容は変わってくると思います。そういった中で、こういったいろいろな経費に使えるようにというようなことでの制度設計をしたということがございます、その内容についてはそういったところの確認、それから井原商工会議所の経営支援の後押しの確約書というようなものをもってやっておりますので、そういった行動に対してさまざまな経費に該当して使えるものだというふうに思っております。

それから、予算につきましては、商工費の中の負担金補助及び交付金、これが範囲内ということになってこようかというふうに思っております。

委員（宮地俊則君） 井原商工会議所等々でしっかり確認されているものだと認識しているというふうなお答えであったというふうに思います。

次に、またお聞きしますけれども、本会議で市長は、事業後に交付するという、いわゆる事後交付の考え方もあるが、なかなか事業承継していただけない中において、本市では奨励金の事前交付をすることを選択したというふうに答弁されております。これは考え方ですので

いたし方ないし、どうということはないんですが、現実面では大変大きな課題があります。先般未来創造部長が言われておりますが、これは現実的に期限を定められているものではないということで考えられております。そうしたことから、5年先、10年先、あるいはそれ以上先まで想定されておられるようでありませうけれども、3年で終了するこの事業を、事業承継されるまでずっと追跡調査することが現実的にできるのでしょうか、それは誰がされるのでしょうか。またその費用はどこが負担されるのでしょうか、お聞かせください。

未来創造部次長（田中大三君）　そういった確認につきましては、当然市がやっていくべきことではありますが、それは先ほど言った、後押しをしていく井原商工会議所を通して市が確認行為を行っていくこととなりますので、追跡調査に係る経費も、当然市が負担してやっていくべきこととなると思います。

委員（宮地俊則君）　わかりました。

再度確認しますけれども、そうしますと5年後と言っていたのが、まだまだそういう環境、状況にないということで、10年先、15年先、あるいはそういった形で変更の延長の計画を出されても、それは受け入れざるを得ないことになろうかと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

未来創造部次長（田中大三君）　今72件出ている計画のうち、最長が10年でございます。基本的には計画どおりやっていただくということが前提になっております。しかし、さまざまな事情によって、そこに断念せざるを得ないというような状況もあると思います。また、10年先、それから極端な話、それが20年、30年となったときには、結局その段階で、例えば会社がもうなくなるとか、後継者のほうが亡くなるとかということも想定されると思いますので、極端に20年、30年先まで引っ張っていくものなのかということは想定しておりません。その間に出た場合、事業所のほうがなくなったとかということになりますと、事業の中止ということになっていきますので、その時点ではもう中止届出書を出していただいて、奨励金についても返還していただくというような形になろうかという想定をしております。

委員（宮地俊則君）　言われていることはわかるんですが、要綱にはどこにも載ってないんです。

それからまた、もう少し細かいことを1点お聞きしますけど、この事業は補助の対象者に従業員も含まれております。会社ではなく、個人に交付されるものであります。余り考えたくないんですけども、仮に奨励金を受け取った後、5年先に何らかの事情で退職して転出先が不明などになった場合、これは回収できませんよね、どうされますか。

未来創造部次長（田中大三君）　そのために会社を通じて、そういった意味で井原商工会

議所等を通じて調査というような話を含めまして、市のほうとしても、そういった場合についても住所移転等ありますが、全力で取り組んで調査をしていくということで思っております。

委員（宮地俊則君） 全力でと言われますけど、できないものはできないと思いますし、事前交付することで、こういうことが起こってくるのではないかとということが想定されるわけでありまして。

いろいろお聞きしましたが、これは先ほど、予算は商工費の全般でということでありましたが、我々としましては、当初予算120万円のこの事業は、予算から見まして、1件でスタートされておるわけですし、ここで72件の認定ということで、当初予算の約35倍の4,100万円という補正が計上されておるわけです。そうしますと、今年度、来年度の2年間で、この72件だけで1億7,280万円の市費、言ってみれば税金を投じることになります。そういったことを含めて、率直に言って、交付要綱に資するこの事業が、目的に十分合致していると断言できるでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 市のほうとしては、それが合致しているという判断でこの事業を始めて、予算計上もさせていただいているという認識でございます。

委員（多賀信祥君） 皆さんの質問を聞いていて、もう一個だけ聞きたいんですけど、イバラノミクス15本の矢、県内の商工関係の方の間で、井原市は手厚いってことはかなり有名です。今回の事業承継推進奨励金でさまざま課題を上げられて、これに取り組むと宣言をされている中で、例えばさっき言われた人材育成支援事業補助金であったりとか、それこそ先端設備等導入促進事業補助金であったりとかで、それぞれの事業所の課題というのは、既にあるもので振り分けがかなりできるんだと思うんです。ですので、今既にやられている新制度に当てはまらない課題っていうものを具体的に教えていただきたい。

未来創造部次長（田中大三君） 先ほどの多賀委員さんのご質問でございますけれども、イバラノミクスの補助金についてはそれぞれ要綱に定めて、いろいろ制限がございます。なので、それぞれの要綱の制限に該当しないもので、しかもそれが事業承継に関する経費であれば、それはそれで該当していくんだと。なので、先ほど言いました株式とか税金とかといったものについては該当になりますし、例えば先ほどの先端設備等導入促進事業補助金で、要綱に定めがありますけれども、それに該当しない小さな設備であるとか、それが事業承継にかかわる経費であれば事業承継推進奨励金で使っていただければいいかなというふうに思っております。

委員（多賀信祥君） 今の説明ですと、少額の設備、これを買われるのは事業所です。あと、先ほど言いましたように、株の譲渡、売買、具体的にそれぐらいなんですか。

未来創造部次長（田中大三君） 先ほど会社が設備を買うって言いましたけども、事業承継に係る経費で、それはあくまでも後継者が買う場合にはこの事業承継推進奨励金でやっていただく。事業所がする場合には、当然こちらの先端設備等導入促進事業補助金とかそういったものを使っていただければいいのかなというふうに思っております。

委員（多賀信祥君） ですので、具体的に今出されているもので、その承継される方が出されている課題というのはどういうことか、具体的に教えてほしいんです。申請をされる様式の中にそれを記述するということと言われましたけど、これは事業所でされるので人材育成支援事業補助金を使いますよとか、先端設備等導入促進事業補助金を使いますよ、そのこのふりいにかからない具体的なものを教えてほしいんです。これが事業承継をするに当たっての課題ですっていうものが何点かあると思うんですが、そのこの想像がつかないので、出されている申請の中で読み取れるものを聞きたいんです。

未来創造部次長（田中大三君） 例えば、先ほど言った中でいきますと、人脈を広げるための経費であるとか、それから税理士や専門家に依頼する経費であるとか、そういったものが該当するのかなと思います。あと、それぞれの業種で言いましても、具体的に今この経費というのがちょっと申し上げづらいんですが。

委員（多賀信祥君） 私が言わせてもらいたかったのが、今上げられている井原市の施策を、他市では事業承継ということで上げられているので、それに当てはまらないものを拾っていこうという意図でとっていましたので、そういう質問をさせてもらいました。できたら、聞きたいのは聞きたいんですけど。

委員長（藤原浩司君） 未来創造部次長、それこそ委員の皆さんに聞かれてまずいものはないんでしょう。

未来創造部次長（田中大三君） 当然です。

委員長（藤原浩司君） それなら、例題で挙げてあげてください。

未来創造部次長（田中大三君） 今具体的にという話なんですけど、計画の中ではこういった事業に取り組む、例えば研修に行きますとかということが掲げられているので、それに対してどういったものを購入するとか、そういったものが計画の中で具体的に書いてあるわけではないんです。例えば研修に行くにしても参加費や、それに伴って旅費も発生します。そういったものがあるので、今の計画の中で具体的にこれを買いますとかやりますというのが、計画書には記載をされておきませんので、今ちょっと具体的にこれを上げてくれと言われても、今の段階ではお示しできないという状況なんですけど。

委員（多賀信祥君） 事業に補助金を伴うんじゃないんですかというところで回答をいただいて、とにかく事業があるんですというところですか。今の説明でいうと、具体的にはない

けど、事業をして、それに対する補助ですという内容かと思います。

例えば、240万円を交付した内の10万円しか使わなかったとしたら、事業は10万円の事業なわけです。報奨金というのであれば240万円っていうのはわかるんですけど、事業に対してそれに伴う経費として充ててもらいますというのに、240万円をかけないのに、事業というのかなというところが僕の考えなんですけど、その辺の執行部のお考えを聞きたいと思います。

未来創造部次長（田中大三君） 先ほど言いましたように、基本的には事業承継についてはさまざまな経費がかかるというのはお話をさせていただいたと思うんですけども、執行部としてはそういった事業を遂行していくには、240万円以内で済むというようなことは想定していないということでございます。

委員（多賀信祥君） 収支決算書を最後に提出するという事は書かれているんですか。どこかで約束事としてあるんでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） これは明記をしておりますませんが、事業承継をした段階、その認定をした段階で最終的にそういう証拠書類というか、そういったものについては保管をして、調査の段階ではお示しくださいという話にはしておりますが、それを今具体的に要綱には記載をしていないという状況でございます。

委員（多賀信祥君） そういうところはきっちり要綱でやっておくべきだと思います。

委員（西村慎次郎君） 先ほど1月末現在で72件申請があったということですが、月別に何件ずつあったかってわかりますか。

未来創造部次長（田中大三君） 月別に申し上げます。

5月に出ているのが2件、6月に3件、7月に7件、8月に19件、9月に12件、10月に7件、11月に11件、12月に10件、1月に1件、以上72件でございます。

委員（西村慎次郎君） 実際、交付するとなると、申請の翌月から年度末までの月数を掛ける月当たり10万円ということで交付しようということで、当初予算の120万円プラス補正予算の4,100万円を足した額になるという理解でいいですか。

未来創造部次長（田中大三君） はい、そのとおりです。

委員（西村慎次郎君） 2月以降は申請が出ない、今後も出ないというのは、どういう理由からですか。

未来創造部次長（田中大三君） 先ほど言いました井原商工会議所のほうで受け取っている、指導をしている部分がないので、この部分についてはもう出てこない。今もう2月ですので、2月に出しますと、次は3月になり、取り組む期間がなくなりますので、今の段階では今年度は出てこないという判断をしているということでございます。

委員（西村慎次郎君） 先ほど宮地委員のほうから最後に質問があった、72社が今回の目的に合致しているのか、妥当なのかというような話があって、それが妥当であるということで、まだ2月、3月に申請がないという状況なんだけど、今後ふえていっても妥当であるという判断でよろしいですか。

未来創造部次長（田中大三君） 先ほど説明した中で、県が実施したアンケートで商工会議所の管内にも133社ぐらいは事業承継は必要という判断をしているというアンケート調査結果をお示ししたと思うんですが、今年度についてはこの72件で終わりになりますけれども、来年度、再来年度とこの事業を進めていけば、事業承継を必要としている133の事業所については、改めて出てくるのかなというふうなことを思っておりまして、新年度についても20件分ですけども予算要求をさせていただいているという状況でございます。

委員（西村慎次郎君） 今井原商工会議所と備中西商工会に加入している会員が1,164社ということで、事業の承継をどういうサイクルでしていくか、例えば30年で見ていくと、約1,200社と計算すると、30年で事業の承継をしていくとすると、年間40件ぐらいを繰り返していくという承継になってくるのか。133でいうと、40掛ける3年で120なんで、大方の数字に近いのかなとは思いますが、ただ、3年以内に承継しなさいということなので、10年先でも承継をオーケーですとすると、延べ300社、400社というのが対象になる可能性もあるんだろうなということなんですけど、そういう見込みというのは計算上考えられませんか。

未来創造部次長（田中大三君） 早く取り組んでほしいということで、今の要綱上、3年間の時限にしておりますので、そういった長いサイクルで申請が出てくるということを想定しているものではなく、今の段階では3年で要綱自体もなくなるという認識しております。

委員（西村慎次郎君） ただ、申請は3年間なんだけど、事業承継計画としては10年間というのは最大であるということで、10年間までは受け付けてもらえるんだろうなというふうに判断したんですが、そうすると40社掛ける10年間でいくと400社ぐらいは3年以内の申請も可能性としてあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

未来創造部次長（田中大三君） 10年間というのは、今申請している申請者が10年間で取り組むべきことになりますので、今新たに、例えば5年後に事業承継をやりたいということで申請をしても、この要綱自体がもう存在しませんので、新たに4年先、5年先に申請が出てくるということはありません。

委員（西村慎次郎君） そのとおりなんですけど、要は事業承継するタイミングが10年先でもいいですよというのが今の段階では認められていると思っているので、そうすると3

年以内に、10年先に承継しますという申請はできるんだと思っています。そうすると、今の段階で10年以内に承継するんだということを判断されると、年間、令和2年度に40事業所、令和3年度に40事業所というふうに、ずっと40事業所が可能性として、単純な割り算でいくと400事業所ぐらい、10年間では対象者もおられるんだらうと。ただ、当然3年以内に申請を出さないと、当然4年目以降は対象にならないので、外れる事業所もあるんですけど、まだあと2年猶予があるんで、申請が出てくる可能性はありますよねということなんです。

未来創造部次長（田中大三君） この2年の内に出てくる可能性はあると思います。

委員（西村慎次郎君） だから、そういう状況になっても妥当性はあるんだという判断で、133社ぐらいでということだったんですけど、400社の可能性もあるという、そこは市としては奨励金を出していこうという考えでよろしいですか。

未来創造部次長（田中大三君） 今年度もそうですが、とりあえず今の段階では、新年度については申請が出て、20件を上限として募集をかけていくという考えで今思っておりますので、対象がたくさんあっても、先ほどもありましたけども、予算の範囲内ということになりますと、そういった予算上の制限をしておけば、その中でおさめていくということに今は考えております。

委員（西村慎次郎君） 20件は、まだ今回の補正の範囲じゃないんで、また新年度予算のところで議論したほうがいいのかというところですけども、ちょっと違う観点で質問します。

事業承継を最長10年かけてしていきますというのを、市としてもチェックはしていくというような話だったと思うんですけど、要綱上は交付を決定する前にチェックする、交付以降は、要は2年間交付した後は特にチェックするような規定はないような感じがするんですけど、その辺はどうですか。

未来創造部長（唐木英規君） この件につきましては、要綱上はチェックする機能はございません。変更や中止がある場合は申請をしてくださいというような規定になっております。しかし、この要綱につきましては、事業承継をすること、取り組むこと、完了することということを目的にいたしております。そうした中で、この事業を進める中でいろんな疑義等が出たというようなこともございますけども、そういったことで完了するまでそういう調査をしていくということも申請者の方には周知をさせていただいているところであります。市といたしましては、支援いただく井原商工会議所、備中西商工会さん等と連携をしながら、事業承継完了に向けての進捗状況を確認していくということで、申請者の方には周知をさせていただいております。

委員（西村慎次郎君） もう一点、確認で、2年を限度とするということなんですが、2年の途中で奨励金の交付を終えるというケースがあるんですか。途中で取り消しとか中止とかという以外で、2年未満で奨励金の交付を取りやめるというケースはありますか。

未来創造部次長（田中大三君） 申請者のほうから、取り消しとか変更によって事業承継が、計画していた3年が1年で完了したという届け出があれば、そこで中止をするという形にはなりません。

委員（西村慎次郎君） だから、2年以内に、例えば1年で事業承継を完了しました、それでもその後、事業承継後の1年間も交付するという理解でよろしいですか。

未来創造部次長（田中大三君） それは、事業が完了した時点で打ち切りになります。そこから先の奨励金を交付することにはなりません。

委員（西村慎次郎君） ということは、先ほど言った例でいくと、1年で事業承継を完了したという報告が上がってくれば、120万円の交付をして、後はもう交付しないというふうに理解しますが、よろしいですか。

未来創造部次長（田中大三君） そのとおりです。

委員（簀戸利昭君） 本会議でも申し上げましたが、やはり所得制限がない、年齢制限がないということが事業承継に奨励金を出すに当たっては、かなり厳しいのかなというふうに思います。所得制限がなぜ必要かという点、個人事業主の方に限っていいかと、仮に200万円の所得があったとして、その国保税や、所得税も当然入りますが、そこら辺がかなり厳しい方にお出しするのであれば私もわかりますけども、企業としてやっておられて、結構な報酬を取られておるのにも関わらず、この事業承継推進奨励金をお出しするのはいかなものかというふうに思います。それについての答弁を求めます。

未来創造部長（唐木英規君） この事業承継推進奨励金につきましては、冒頭次長のほうからのご説明をさせていただきましたが、今事業承継がなかなか進まない状況の中で、現経営者の方が高齢化している状況にあり、そういったことが進めば、経済また雇用の関係にも影響が出てくるということで、事業承継をできるだけ早くしていただきたいということでございます。ですから、奨励金の対象そのものが弱者を対象にしているとか、そういう趣旨は設けておりませんので、特に所得制限のほうは設けておりません。

委員（簀戸利昭君） とすれば、本会議でも聞きましたけども、会社で月給50万円取られている役員の方が、事業承継推進奨励金によって月額10万円をいただくというような申請も可能ということでございましたので、やはりそこらあたりはかなりの疑義を感じます。各企業・事業所において、かなりの自助努力で納税をなさっているわけですが、そこらにおいて過度な奨励金を交付するというのは疑問があります。事業承継自体は確かに重要なこと

ではありますが、各企業においては自助努力でなされているのが現状だろうと思いますし、結構所得を取られている事業所であれば、その自助努力によって事業承継がなされるのではないかと思われますが、いかがでしょうか。

未来創造部長（唐木英規君） 簀戸委員さんのおっしゃられるとおり、企業・事業所の承継というものは、本来であれば自主的に取り組まれることと認識をいたしております。ただ、そういった中で、国の状況、市内の状況もそうですけれども、事業承継に二の足を踏まれる事業所さんがたくさんおられる。そういったことが進んでいくと、事業所が減少する、そういったことになってきますと雇用の場の減少というようなことも考えられる。そういうことを含めて、今回早期に事業承継に取り組んでいただく趣旨でこの要綱を定めたところでございます。

委員（簀戸利昭君） 繰り返しになりますが、私はやはり弱者であれば必要なのかなと思われれます。低所得者で、その基準を200万円にするのか300万円にするのか150万円にするのかは別にしても、そこらあたりを基準に考えていかないと、税の公平性というのであれば、ほかの市民の方に説明責任がございまして、そこら辺の説明がしにくいというのは事実だと思います。そこら辺のお考えについてお伺いをいたします。

未来創造部長（唐木英規君） 税の公平性ということでございます。何回も繰り返してご説明させていただくような形になって申しわけないんですが、先ほど申しあげましたように、事業承継ができないことによって事業所がなくなっていくということは、やはり他の井原市民にとっても影響が出てくるものだと考えております。なおかつ事業所が減ることによって雇用の場が少なくなる、また経済の衰退も考えられる。それと、10年、20年先を見たときに、そういう状況に陥らないようにということで、この事業承継を推進するというところでございます。

委員（妹尾文彦君） 本会議でも質問があったことではあるんですけども、ちょっとよくわからないので確認で教えていただきたいんですが、予算で120万円計上してあって、交付決定というのはまだしていない状況でも、認定というのはそんなに件数できるものなんですか。

未来創造部長（唐木英規君） この要綱につきましては、申請の流れの中でまず認定申請をしていただいて事業認定を受けていただき、それからその事業に取り組んでいただく。そして年度末の3月になって改めてその取り組んでいただいた実績等を報告していただくことで、交付申請という形の流れになっております。ですから、認定を受けた方、取り組んでいった方が最終的に交付申請というような流れになっているところでございます。

委員（妹尾文彦君） ということは、予算が超えても認定というのはしていてもよいと

いうことと認識してもよろしいでしょうか。

未来創造部長（唐木英規君） 先ほど積算の根拠、72件の申請があったということでこのたび補正予算に上げさせていただいたということでございます。当初予算の段階では、新規事業で件数が見込まれなかったということで、このたび最終の件数がまとまった中で不足するものを補正予算のほうへ上げさせていただいて、審議をいただくという流れでございます。ですから、反面予算というのは大枠があって、なおかつその中には事業の積み上げというようなこともございますので、そういうことで今回不足するので補正をお願いしているというところでございます。

委員（大滝文則君） 先ほど宮地委員さんからもありましたけど、最長10年間をこの事業で認めているということでありますが、例えばこの事業が完了とかできなくなった場合とか、その事業について不正があったという中で、返還等についてのこともあるかと思うんですけど、その返還規定と返還の基準日というのはどのようになっているのでしょうか。どれをもって返還の基準日を想定されているのでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 返還につきましては、交付要綱の第13条に奨励金の返還の規定を設けております。

基準日につきましては、第12条で交付決定及び交付額の確定の取り消しの決定を行うことになっておりますが、その取り消しを行った日が基準になるというふうに思っております。

委員（大滝文則君） 地方自治法で返還等についての請求権の実行というのがあると思うんですけども、それと今言われた分との整合性というのは合っていますか。

あわせて調べてもらいたいんですけど、引き続き株の譲渡の資金にも回せるというような話がありましたけども、個人の流動資産に税金が流用できるとは到底思えないんですけど、法的根拠をお示してください。

未来創造部長（唐木英規君） 地方自治法第236条に金銭債権の消滅時効という条項がございます。こちらのほうにつきましては、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは時効により消滅するというような規定が第1項でうたわれているところでございます。そういった金銭債権の消滅時効というように、またこの要綱の附則の中で、経過措置としてこの要綱自体が令和4年3月31日効力を失うとしながらも、第7条の事業内容の変更等に係る条項から第13条までの奨励金の返還規定までは、執行後も効力を有するという規定を設けてはおりますが、この規定と地方自治法上の解釈、またほかにもそういう消滅時効を定めた法律はあろうかと思えます。そういったところがございますので、この場での法的解釈自

体は、申しわけございません、できません。

委員（大滝文則君） そのあたりの手続上がなかなか曖昧だなということ、先ほど言いましたように、株の譲渡の件についても、個人の流動資産を税金が補填するということは、私の考えからするとちょっとあり得ないようなことであるので今お聞きしましたけども、結構です。

先般からるる説明いただいて、いろいろ聞いておりましたけども、この制度自体がなかなか法的根拠にそぐったものでないという中で、例えて言いますと、今までの説明では、井原市では88歳の敬老祝い金がありますけども、85歳になった人が、私は88歳まで元気で生きるから敬老祝い金を先にくださいというような程度の補助金ではないかと思われまます。そのあたりちょっと慎重に、今後提案されたほうがいいんじゃないかということは、こういう審議を通じてより深まったということをお伝えして、終わります。

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費〉

委員（西村慎次郎君） 小学校費と中学校費でタブレットの整備ということですが、この整備内容、また整備計画について、どういうスケジュールで整備していくのかという具体的な説明をお願いいたします。

教育次長（北村容子君） このたびの国が示しておりますGIGAスクール構想についての概要をご説明いたします。

昨年末に国がGIGAスクール構想、これは令和5年度までに児童・生徒1人1台の端末の配備と高速大容量の通信ネットワークの一体的整備を目指すものでございます。本市におきましては、従来からモデル校をしておりまして、タブレット端末の導入を研究しておりました。そうした中で、今後の導入も検討していたところでございます。

こうした中でのGIGAスクール構想に基づく大変有利な補助制度が創設されましたので、これを活用いたしまして、令和2年度から令和4年度までの3年計画で整備を進めたいと考えております。整備の概要といたしましては、令和2年度でタブレット端末を小学校

5・6年生及び中学校の1年生から3年生まで配備いたします。あわせて、小・中学校の授業を担当する全教師へ配備いたします。また、学校内の無線LANの拡充とタブレット端末を保管する電源キャビネットを導入いたします。続いて、令和3年度で小学校3・4年生へのタブレット端末の配備、それから令和4年度で小学校1・2年生へタブレット端末を配備する予定でございます。

今後のタブレット端末の機種選定でありますとか、導入後の教師のフォローアップにつきましては、ICT環境準備委員会で今後進めてまいりたいと考えておるところでございます。

委員（西村慎次郎君） 電源キャビネットはどこへ設置されるのでしょうか。各教室で管理するようになるのでしょうか。

教育次長（北村容子君） この電源キャビネットでございますが、この役割は保管と充電ということになりますので、これは主に普通教室のほうに設置というふうに考えております。

委員（西村慎次郎君） そうなるんだろうなという感じですけど、児童や生徒数が少ないクラスであれば場所の確保はできるんでしょうけど、小学校であれば35人、中学校では40人がいる中で、そういう場所があるんだろうかなというのはあるんですが、もうそのあたりは考えられているのでしょうか。

教育次長（北村容子君） その点につきましては、今後現場と調整しながら、どういった場所に置くかというのは検討してまいりたいと思います。

委員（西村慎次郎君） 委託料で小学校が3,700万円、中学校が1,500万円ということなんですけど、委託料の中身と、多分学校数によってこの金額差があるのかなと思うんですけど、そのあたりの内訳というか、内容を教えてください。

教育次長（北村容子君） 委託料でございますけれども、こちらにつきましては、校内LANの環境整備ということで、本市につきましては、昨年と今年度におきまして無線LANの環境整備をもう既に行っております。ただし、従来は3人に1台のタブレット端末の整備ということが水準となっておりました。それが昨年末の国のGIGAスクール構想では、児童・生徒1人1台ということを出しておりますので、当然ながら3人に1人のタブレットということで、それに見合うだけのネットワーク環境を構築しておりました。それがおおむね2教室に1台のアクセスポイントということでございますが、それを1教室に1台というふうに増設するというものでございまして、小学校でいいますと、現在159台あるものに76台増設いたしまして、合計で235台。中学校でいいますと、現在54台のところ、26台をこのたび増設いたしまして、80台というふうな計画でございます。それから、電

源キャビネットについてでございますけれども、小学校がこのたび107台、それから中学校が40台、配備することといたしております。

〈なし〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈第2表 繰越明許費〉

〈なし〉

〈第3表 地方債補正〉

〈なし〉

〈一般会計補正予算全般についての総括質疑〉

〈なし〉

委員（宮地俊則君） ここで修正の動議を提出したいと思います。

委員長（藤原浩司君） ただいま議題となっております議案第1号に対し、宮地委員外10名の委員の皆様から修正案が提出されました。修正案の写しはお手元に配付しておりますので、皆さん、しっかりとごらんください。

この際、原案と修正案を一括して審査を行います。

まず、修正案の説明、質疑を行います。

討論については、原案及び修正案を一括して行いたいと思いますので、あらかじめご了承願います。

それでは、修正案について説明を求めます。

委員（宮地俊則君） 令和元年度井原市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案の提出について。

上記の修正案を別紙のとおり、井原市議会会議規則第92条の規定により提出する。令和2年3月11日。予算決算委員会委員長藤原浩司殿。予算決算委員宮地俊則外10名。

提案理由。

本案は、事業承継推進奨励金の経費を削除するため、予算の一部を修正するものである。

議案第1号令和元年度井原市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案。

議案第1号令和元年度井原市一般会計補正予算（第5号）の一部を次のとおり修正する。

第1条第1項中、9,700万円を5,600万円に、230億3,720万円を229億9,620万円に改める。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のとおり改める。

歳入第80款繰越金、第10項繰越金の補正額を2,436万1,000円とし、歳出第40款商工費、第10項商工費を3,369万7,000円とし、補正額合計を歳入歳出それぞれ5,600万円とし、補正後の令和元年度井原市一般会計歳入歳出予算合計は229億9,620万円とする。

なお、令和元年度井原市一般会計補正予算（第5号）に関する説明書については次のページに添付しております。

補正予算に対する修正動議提出理由ですが、事業承継を進める目的で設立され、当初予算120万円でスタートしたこの事業は、今年度72件が認定され、4,100万円の補正予算案が本会議に提案されました。事業承継の支援体制の重要性は理解するところではありますが、承継の事業実績がなくても奨励金の給付ができるという理解しがたい制度について、本会議、本予算決算委員会において各委員からの数々の質疑を通して、執行部から納得できる明快な説明はございませんでした。また、議論を通じ、この事業には制度内容や運用面においても多くの問題点が浮かび上がりました。事業の目的に対する費用対効果、今後の不透明な財政状況を鑑みても、現時点ではこの補正予算案を容認することは困難であると言わざるを得ません。

よって、本予算案の修正動議を提出するものであります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 修正案可決〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第3号 令和2年度井原市一般会計予算〉

〈歳入第5款 市税から第50款 使用料及び手数料〉

委員（山下憲雄君） 32ページ、33ページでございます。

使用料及び手数料の件が、例えばそれぞれ地場産業振興センター施設とか、この辺の使用料の決め方というか算式と、それからこの使用料の改正などが検討されたのか、これが適正価格だということでしょうか、教えてください。

財政課長（片井啓介君） 使用料の積算でございますが、こちらにつきましては、近傍の同一、同種の施設を参考にしております。また、行政改革の関係で使用料等の見直しを3年に1度行っておりまして、その際に物価等を含めまして考慮いたしまして、使用料の見直し、増額であるか現状維持か、そういったあたりを決めております。

委員（山下憲雄君） 近隣の相場も見ながらということですが、35ページの美術館入館料というのは、その他と比べて適正な入館料と思われていますか。現在大人が幾らで、子供が幾らでしょうか。

財政課長（片井啓介君） こちらにつきましても、先ほどの考え方と同様でございます。そういったことを踏まえまして、3年に1回の見直しを行っております。その際には、先ほど申し上げたような近傍の同一、同種等の施設を参考に使用料のほうを決定をいたしております。

委員（山下憲雄君） 次の見直しはいつになりますか。

財政課長（片井啓介君） 令和2年度に見直しを行う予定といたしております。

委員（山下憲雄君） 今回ということですか、いつですか。

財政課長（片井啓介君） 令和2年度に見直しをして、令和3年度から令和5年度の使用料に反映するという形になります。

委員（山下憲雄君） ことし見直しをしたのが再来年度からですか。

財政課長（片井啓介君） 令和2年度に見直しをし、もし値上げ等があれば周知期間が必要になりますので、令和3年度から改定されれば新しい改定単価を使用するということになります。

委員（簗戸利昭君） ほぼ一緒なんですけど、使用料及び手数料ということで、現在はほと

んどが、予算ですから座取りということもあるんですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって閉館、休館をなさっています。これがいつまで続くのかわかりませんが、座取り予算ですから大丈夫だとは思いますが、だんだん使用料も減ってきているというような現状だろうと、額は小さいにしても減ってきているのが現実かなと思います。その対応は、今山下委員が言われた中の、令和2年度に見直して3年間の平均で令和3年度予算を反映するという理解でよろしかったですか。

財政課長（片井啓介君） 令和2年度で見直しをし、物価等、それから近傍の同一、同種を参考にしてということで先ほど申し上げました。そういった単価をもとに3年平均の利用者数等によりまして令和3年度の予算に計上していきたいというふうに考えております。

委員（三宅文雄君） 38ページの衛生手数料が、今年度は6,107万7,000円で令和2年度は4,730万4,000円。1,377万円の減になっているんですけど、要因は何でしょうか。

財政課長（片井啓介君） し尿くみ取りの手数料が従来ありましたけれども、今年度をもちまして直営制度から許可制に変わることによります手数料の減少が一番大きな要因だと考えられております。

〈なし〉

〈第55款 国庫支出金から第60款 県支出金〉

〈なし〉

〈第65款 財産収入から第90款 市債〉

委員（柳原英子君） 71ページのポートルースチケットショップ井原環境整備協力費がありますが、今新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためお休みになっているんですけど、これがまた4月に入ってもお休みが延長されるとなると、どのような影響が出ると思われますか。

財政課長（片井啓介君） 売上額の1%を協力費としていただいております。売り上げが確実に減ることになりますので、その日数によってはかなりの金額になろうかと思っております。

委員（山下憲雄君） 62ページの財政調整基金繰入金が、8,798万円ほど増額して

おりますが、その理由について説明をもう一遍お願いいたします。

財政課長（片井啓介君） こちらにつきましては、一番主なものとしましては、財源調整ということで、歳入の不足額につきまして繰り入れております。予算規模、それから歳入歳出の不足分、こういったあたりの財源調整として、前年と比較しまして8,800万円弱ふえているということになります。

委員（山下憲雄君） 地方税の不足が見込まれるということでしょうか。

財政課長（片井啓介君） 先ほど説明がありましたように地方税の減収、それから交付税につきましても、合併算定がえの終了、こういったあたりが要因になろうかと。あと、産業団地の開発事業もスタートいたします。そちらにもこの財政調整基金のほうを繰り入れておりますので、そういったあたりも影響すると考えております。

〈なし〉

〈歳入全般についての総括質疑〉

〈なし〉

〈歳出第10款 議会費〉

〈なし〉

〈第15款 総務費〉

委員（多賀信祥君） 92、93ページの業務効率化推進費のシステム構築業務委託料というところで、本会議のときにも説明をされたんですが、業務の効率化を今後やって、精査をしながら進めていくということで、そのときにもひょっとしたら出された質問かもしれませんが、ランニングコストというのが発生する中で、仮に取り組みが効率化に効果があって、今後進めていくとしたらどういうふうな展開になっていくのかというのを聞けたらと思うんですけど。

企画課長（岩本展到君） そういった先端技術のシステム等々入れたものの導入後のランニングコストについてのご質問と思いますが、これにつきましては、今後入れるシステムにもよりますが、ランニングコストとしては保守費用が考えられると思います。これにつま

しては、入れるシステムによりまして、また業者によりまして変わってくると思いますので、現在具体的な金額までは持ち合わせておりませんが、そういったものが今後考えられると思います。

委員（多賀信祥君） 運用してみて、使えるものは使える、仮にまだほかにできる業務があればふやしていくという説明だったと思うんですけど、それでよろしいのでしょうか。

企画課長（岩本展到君） はい、そのとおりでございます。

委員（多賀信祥君） 100ページ、101ページの防災士資格取得補助金の件で、分団長などの経験者の方が申請をすれば資格を取得できるというところで、そのあたりの補助もということで、一般質問でもお願いしていたところなんですけど、そのときの答弁でいうと、講習費の補助をされて、講習を受けてもらうことが前提ですという答弁だったと思うんですけど、変わらず申請だけという意味ではなく、講習も含めた予算ということでいいのでしょうか。

総務部参与（藤井清志君） 今回の予算におきましては、まず一般の方が防災士を取られる場合は、講座の受講料も含めて全部の経費が6万1,900円かかります。特例として、先ほど申しあげました分団長さん以上の経験者ということになりますと、教材費とそれから防災士の資格認証の登録、これだけで取れることになるので、経費としては1人当たり8,500円かかるようになっています。これについてそれぞれの地区でお一人ずつということで、13名分の予算を上げているんですけども、この中で実は教材費等もその経費の中に含まれているというふうなことで、これで勉強していただくというふうなこともありまして、今回、地域のご推薦があれば補助対象にしていこうということで予算化しております。

委員（多賀信祥君） 一般質問の答弁だと、そういう方にも講習を受けてもらうことに意味があるんだという答弁だったと記憶しておりますけど、そのときの回答と変わっているのでしょうか。

総務部長（渡邊聡司君） 一般質問のときには、2日間なりの講習を受けて、試験を受けて通った方が防災士として資格があったということなんですけど、先ほど申しあげましたように、分団長以上の方であれば、講習を受けなくても、消防団としてそういった活動をしたという経験値のもとにできると。ただ、防災士としての資料として冊子、教材については購入していただいて、現在の防災士のあり方とか役割、そのあたりは教材で自主的に勉強していただくということで、講習は免除されるということで、そういう認識のもとに発言したんですけど、ちょっと説明不足でしたら申しわけございませんでした。

委員（多賀信祥君） 要は、この予算というのは、申請と教材費のみで、講習の費用は入っていないということですか。

総務部長（渡邊聡司君） はい。

委員（多賀信祥君） 仮に講習を受けたいと言われた場合はどうなりますか。

総務部参与（藤井清志君） その場合は、一般の方と同じように受講していただくというふうなことでいかせていただこうと思います。

委員（三宅文雄君） 各費目に共通することなんですけれども、通勤費用弁償というのがあって、今度新たに入ってきたと思うんですけれども、短時間会計年度任用職員というのが入ってきております。その職員の方に対する費用弁償という理解でよろしいんですか。

総務部次長（藤原雅彦君） そのとおりでございます。

委員（山下憲雄君） 89ページの一番下の委託料というのがありますが、ここに人口ビジョン・総合戦略改訂支援業務委託料とありますが、どのような計画を策定しようとしているのか教えてください。

企画課長（岩本展到君） こちらの人口ビジョン・総合戦略改訂支援業務委託料ですが、現行の人口ビジョン・総合戦略は、平成27年度から5年間の人口ビジョン・総合戦略であるんですが、ここで1年延長を今年度末かけまして、令和2年度中に次期人口ビジョン・総合戦略を策定するというので、業務内容といたしましては、人口ビジョンの時点修正、アンケート調査、分析で、第1期の総合戦略の評価、効果検証で、後に人口ビジョン・総合戦略の素案作成等を委託するものでございます。

委員（山下憲雄君） 本市にとって非常に重要な戦略を、外部に委託するということが多々あるわけですが、こういった点から、いわゆる企画立案というのを市役所内部の人材によって作成されることが、地域密着の本来的確な独自の戦略が練られるんじゃないかなと私は思いますが、これを委託されるということについての考え方をお聞かせください。

企画課長（岩本展到君） 今山下委員が言われましたように、策定を全部コンサルへ丸投げするという意味ではございませんで、もちろん外部委員もお願いしております、市内からの企業さんでありますとか学識経験者等々いらっしゃる戦略委員のメンバーと庁内の職員でそれぞれ意見を聞きながら進めていくものでございます。素案は市民の方々、地域の方々と職員と一緒に考えていくという考えで進めさせていただきたいと考えております。

委員（山下憲雄君） 前回もそうだったかと思いますが、産業振興ビジョンとかあるいはさまざまなその他の総合計画等が、毎回外部の方が入っておられることが私少し気になっているんですけれども、そういうものをみずから手づくりしたほうがよっぽど使えるものになるんじゃないかと思っておりますので、今後工夫をしていただければというふうに思います。

93ページの工事請負費でございますが、情報通信基盤整備工事費ということで、これは本会議でもご説明をいただきましたが、具体的にどのような業務に活用されているのか、そ

の導入、あるいはその管理運用等について今後の計画をお聞かせください。

企画課長（岩本展到君） まず、情報通信基盤整備工事費でございますが、こちらにつきましては、平成18年から平成21年で整備しました情報通信基盤の情報通信網が耐用年数を迎えることによりまして、耐用年数の切れるものから順次、来年度から4年間かけて同軸ケーブルから光ケーブルへ更新をしていく工事でございます。

その後の管理運用につきましては、その線を井原放送へお貸しするような形をとりまして、井原放送のケーブルテレビでありますとかインターネットへ活用していただくということになるかと思えます。

委員（山下憲雄君） 本会議では、これは4年間かかるという説明だったでしょう。

企画課長（岩本展到君） 工事につきましては、補助金がつき次第、つくものについて進めていくもので、予定ですと、来年度から4年間で進めていこうという計画で進めております。

委員（山下憲雄君） 102ページ、徴税費でございますが、徴税費というのは税を徴収するために係る経費と私は理解をしておりますが、これが800万円ほどふえておるんですけども、これについて理由をお聞かせください。

税務課長（吉本泰人君） 人件費の増でございます。

委員（山下憲雄君） これは当然なんですけども、税を徴収するためにコストがかかるわけで、こういう経費というのは、本来少ないほどいいというふうに思いますが、この徴収率とかというのに何か目標とかありますでしょうか。

税務課長（吉本泰人君） 第7次総合計画等にも目標値を定めております。

委員（山下憲雄君） 例えば次年度の目標値というのはありますか。

総務部長（渡邊聡司君） 新年度予算につきましては、16%を目標値といたしております。

委員（山下憲雄君） 106ページの戸籍住民基本台帳費なんですけど、これが3,000万円ほど減少いたしておりますが、この理由についてお聞かせください。

市民生活部次長（井口勝志君） この減少につきましては、昨年度ですと戸籍の総合システムを5年ごとに更新するという更新費用がございました。それから、証明書のコンビニ交付を開始するに当たりまして、システムの構築委託料もございました。こちらがなくなっておりますのが減少の主な要因でございます。

委員（山下憲雄君） これも1億5,000万円というとなかなかの、いわゆる国の受託業務と言えは受託業務だろうと思うんですけども、国から交付される微々たる交付からすると非常に多いように思いますので、今後何かこの辺の改良というのはまたご検討いただけ

たらというふうに思います。

委員（大滝文則君） 85ページの工事請負費の省エネルギー化改修工事費について、いま一度説明をお願いします。

総務部次長（藤原雅彦君） 省エネルギー化改修工事費につきましては、本庁舎の空調設備の更新、照明のLED化、エネルギーマネジメントシステムの導入、芳井支所につきましても、今の3点に加えまして、変圧器の更新を予定しております。美星支所につきましても、芳井支所と同様の事業を計画しております。

委員（大滝文則君） これによって年間の効果はどのように見られていますか。

総務部次長（藤原雅彦君） 一般管理費で計上しております本庁、芳井支所、美星支所以外にも、それぞれの費目でアクティブライフ井原、井原体育館、西部いこいの里も同様の事業を進めることとしております。この全体でお答えをさせていただきます。

まず設備導入に係るCO₂の削減でございますが、年間486トンで、費用の効果のほうですが、約1,100万円でございます。

委員（大滝文則君） わかりました。

それで、最後にこの5億6,000万円のうちの財源内訳ですけども、それについて説明をお願いします。

12ページの地方債に2億8,660万円と限度額が上げてあるんだけど、1億9,190万円のもので予算がこの財源と内訳であったんですけど、皆使えないということで、この差額についての解釈は。

総務部次長（藤原雅彦君） まず先ほどの起債ですが、12ページのとおりで、2億8,660万円でございます。それから、環境イノベーション情報機構の助成金、こちらは補助対象経費の3分の2となりますが、こちらが4億5,177万円、残りの3,204万4,000円が一般財源ということになっております。

委員（大滝文則君） ちょっと聞き方が悪かったんですが、地方債でこの関係で2億8,660万円組んであるのが、ここでは省エネルギー化改修事業で2億8,660万円組んであるのが1億9,190万円というふうになっているように見えるんですが、この差額については何かなということでお聞きしましたが。

総務部次長（藤原雅彦君） 先ほど言われました1億9,190万円につきましては、本庁舎、芳井支所、美星支所のものであります。そのほか西部いこいの里、アクティブライフ井原、井原体育館についても同様の事業を実施しますので、それぞれの費目で計上しております。

委員（大滝文則君） ということは、これまた別に同じようなことが次々出てくるという

ことで、わかりました。

〈なし〉

〈第20款 民生費〉

委員（三宅文雄君） 133ページの一番上のところに、省エネルギー化改修工事費として1億700万円が計上されていますが、これは西部いこいの里だけの計上でしょうか、それとも同じ建物内には高屋公民館もあると思うんですが、それも含めての話でしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） こちらは西部いこいの里がある建物全体を指しております。

委員（三宅文雄君） 今言いましたけど、公民館も含めてのことですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） はい、そのとおりです。

委員（柳原英子君） 129ページの上から2段目の相談支援事業委託料で、委託料が前年度より少なくなっていますが、その理由を教えてください。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 相談支援事業委託料につきましては、今年度まで笠岡のほうで業務を委託して、井笠圏域でお願いしておりました。そちらにつきましては、673万4,000円のほうをことしまで支払っておりました。今回柳原委員さんからの質問で、今回50万円しか計上しておりません。こちらのほうは、事務的な経費のみをここに計上しておりまして、あと人件費分につきましては社会福祉総務費のほうへ計上させていただいております。

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

〈なし〉

〈第30款 労働費〉

委員（山下憲雄君） どこへ出てくるかわからないので聞きますが、シルバー人材センターの事業推進っていうのはどういう形になっているのでしょうか。

委員長（藤原浩司君） 山下委員、今の労働費のところに関係するご質問でしょうか。

委員（山下憲雄君） はい。この労働諸費に上がるんじゃないかとずっと思っているんですけども、この後にも上がってくるところがないですから、ちょっとお尋ねします。

委員長（藤原浩司君） 山下委員、これはもう質疑できませんので。

委員（山下憲雄君） わかりました。済みません、失礼しました。

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（簗戸利昭君） 177ページ、農業後継者就業交付金ということですが、これも新設されたと思うんですが、要綱等についての問題点があるか否かをお尋ねいたします。

建設部次長（岡本健治君） 農業後継者就業交付金の要綱でございますけども、まずこの交付金ができる背景でございますが、今新規就農者に対して支援しているものが、この同じ項目になりますけども、農業次世代人材投資事業費補助金というものと、その3つ下の農業実務研修事業費補助金というのがあります。それぞれ国、県の補助事業でございますが、新規就農するときこの事業でもって支援をしております。

ただ、支援対象にならない方がおられて、それはどういうことかということ、現に専業農家の方のご子息の方が新しく農業を始める、経営を後継していくという方については、残念ながら今国と県の制度がございません。例えば、どこかの会社にお勤めの方が、親がもう世代交代したいということで、農業の後を継いでくれといったときに地元に戻って農業をする。その場合には、普通に考えれば、その人にとってみれば新規就農ということになるんですが、残念ながら国、県の要綱では家族はだめだというふうになっておりますので、そういったところを補足の支援をするために今回つくったというものでございます。したがって、要綱等は国とか県の制度も見ながらつくっております関係上から、特に今は問題があるとは感じておりません。問題ないと思っております。

委員（簗戸利昭君） それでは、そのチェックはどうされますか、お伺いをいたします。

建設部次長（岡本健治君） 申請者に対するチェックだろうと思います。

先ほど申しましたように、専業農家というところをまずチェックする必要がありますので、申請された農家が専業農家であるかということに関しまして、所得のものであるとか、その家にどういった収入財源があるかというところをチェックいたします。専業農家だとい

うことを認めるときに、今度は承継するということがございますので、とりあえず今の経営者、親でありましょうから、その親の方から子供に継承するという承諾書、それと子供は継承しますという確約書、それを一緒に添えて出していただいております。それから、農業の経営計画、これも現にもう農業で生計を立てていっているわけなんですけれども、今度承継した後どのような経営をするかということも出していただいておりますので、それにつきまして、私どもも専門ではございませんけれども、県の農業普及指導センター等に見ていただいて意見を聞きながら、他の書類もあわせてオーケーだということを確認する、そういったチェック体制をとっております。

委員（大滝文則君） 午前中に出ました事業承継推進奨励金とちょっと似たところがあるかと思うんですけども、先般いただいた要綱等々の欄を見ると、年齢等のハードル等々は別途と定めてありますけども、この承継した確認というのはまずどこでとるわけですか。

建設部次長（岡本健治君） 事業承継ということでございますので、要綱の中にも、事業承継をしたらそれができたということがわかるものを出してくださいという要綱にしております。その関係上、確認としましては、例えば税務署に届け出る親の農業の事業の廃止、あるいは息子さん、娘さんになるかわかりませんが、その後継者の開始、あるいは確定申告で主たる経営者が確定申告したものの写しであるとか、そういったものを求める予定となっております。

委員（大滝文則君） 午前中も言いましたけども、これができていない場合の返還について、申請者との関係とか約束というのはどういうふうになっていますか。

建設部次長（岡本健治君） 経営権が変わらずにそのままになっていた場合ということでございます。当然、計画の中にいつまでに経営権を渡しますということで申請いただきますので、その時点で当然確認をとらせていただきまして、そこでできていないということになりますと、要綱に従いまして補助金の返還ということになろうかと思っております。

委員（大滝文則君） 今3名分と言いましたけど、この3名分についての今の状況はどういうふうになっていますか。

建設部次長（岡本健治君） 3名分予算計上させていただいております。今実際に申請が出ているものは、実は2名分でございます。それで、1名分は座取りとして当初予算に上げさせていただいております。2名のうち1名については、今年度中に継承するということでございますので、このたび確定申告等がございますので、それが終わってからの確認になるかと思っております。それから、もう1名分については、今年末ということで、12月ごろの継承予定というのを聞いておりますので、また来年の確定時期に確認したいというふうに思っております。

委員（佐藤 豊君） 179ページ、先ほど備品購入費のところの説明をしていただきました650万円で、器具費で吉谷公園というふうに説明があったと思うんですが、撤去費と新しい遊具を含めた予算計上なんでしょうか。

建設部次長（岡本健治君） 撤去費と新しくつける予算プラスこのフェンスがございますので、フェンスの新設代も入っております。

委員（佐藤 豊君） 遊具というのは何種類で、高い遊具というのはどのぐらいの金額がするものを設置される予定でしょうか。

建設部次長（岡本健治君） 見積もりについては、今西部衛生施設組合のほうがとっております金額のものを今予算計上させていただいております。

遊具につきまして、わかっているものは、まず滑り台、それから鉄棒、それから木製遊具を考えております。それから、先ほど言いましたフェンスを考えております。

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（多賀信祥君） 188、189ページ、本会議場でも質問しましたが、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金で、私が質問した後にほかの委員さんからも質問があって、令和元年度で井原駅前通り等賑わい創出事業補助金も新町商店街の事業にかかわっているわけですが、どの施設にどの井原市の補助金が充てられているところを、地図でこの予算決算委員会でお出しいただきたいということをほかの委員さんが言われたと思うんですが、その件についてはいかがでしょうか。

未来創造部長（唐木英規君） 本会議でのこのご質問があったことは承知をいたしております。ただ、地図でお示しをしてくださいということが、ちょっと私の記憶間違いであったら申しわけないんですが。

委員（多賀信祥君） 本会議前、予算書を見た私自身の考えと、また本会議場でのほかの委員の方の質問等々で考える中で、今回の当初予算でいうと、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金または、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金についてもそうかもしれないんですけど、事業所名等がはっきりしていない中で予算を先に組んでおくということがどうなのかということ。理由は、宿泊を利用される方が市外からどれぐらい来るかという見込みがはっきり出ない中で、恐らく自由経済の社会でいうと、人が動けば段階的にふえていくものを一遍に整備をしてしまうということがこの事業にとって本当にいいことなのかどうなのか、そし

てまたこの段階で実際にはっきりとした事業所等々が出ていない中で、座取りで予算を組むことがどうなのかというところで考えがありますけど、そのあたりは未来創造部の中でどういう話をされたでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） その件につきましては、先ほど少し説明をさせていただきましたけれども、今回井原駅前通り等賑わい創出事業補助金とホテル・旅館誘致等促進事業補助金につきましては、当初新町商店街から3年間の事業として要望が実施主体から提出されております。それに基づきまして、令和2年度につきまして、具体的にいうと、デニムカフェアンドホテル宴会場の整備をする予定だということで、その実施主体は株式会社シャンテ等ということで、実施主体はまだ決まっていない状態。ただ、そういったカフェアンドホテルのものはつくっていくという計画が出されております。

それと、チャレンジショップといった店舗をつくるということで、これについては一般社団法人井原デニムストリートがもう一店舗をつくるというようなことで予定が出されております。それに基づいて、今回予算要求を1件ずつ計上させていただいているという状況でございます。

委員（多賀信祥君） 今回の回答を受けて新たに2つ質問したいんですけど、まず事業所が違うけど代表者が同じというのをどう考えられているかということが一つ。

前に全員協議会だったかで説明を受けたときに市長が言われたと思いますけど、2年目以降は有利な起債のものを、もしくは補助金を積極的に当たっていくのでということで、私自身は単市の予算とそういう国からの補助金を取りにいけますということをセットで思っていたんですが、その辺のことを説明いただければと思うんですけど。

未来創造部次長（田中大三君） 事業者につきましては、会社の代表者が同じでありましても法人格が別であれば、それは大丈夫という認識で思っております。それと、資金の話でございますけれども、有利な財源を探していくということにつきましては、令和2年度の事業として駐車場であるとか駐輪場の整備、それから温泉の試掘調査、それからサイクリングロードの創設というようなことが掲げてありました。これは、あくまでも市が実施する事業でございます。その事業に対して充てる財源を求めていくということでありまして、そのホテル・旅館誘致等促進事業補助金と井原駅前通り等賑わい創出事業補助金につきましては、これはイバラノミクスでの対応で一般財源から充当するという考えでおります。

委員（多賀信祥君） 今回回答いただいている中で、それを変に考えてというわけじゃないんですけど、私自身の認識でいうと、最初にいただいた事業の計画については、あくまで実施主体は民間ですということでした。そこに掲げてあったサイクリングロードを含めてという意味で思っておりましたけど、今の回答だと市の事業ですということになって、また脳み

そがねじられているんですけど、その辺はどこかで変わったのか、もともと市の事業で我々が説明を受けたのか。私自身の認識が違うのか、そのあたりを説明いただければ。

未来創造部次長（田中大三君） 当初示した計画の中で、2年目の事業としてさっき言った温泉、それから駐車場、駐輪場、それからトイレ、それとサイクリングロードにつきましては、もともと計画の中で井原市が取り組むべき事業として、実施主体としてお示しして説明をさせていただいているところでございます。

委員（多賀信祥君） ということは、株式会社井原温泉イコール井原市。あのとき株式会社井原温泉とかという名前があったような気もしないでもないんですけど。

未来創造部次長（田中大三君） 株式会社井原温泉というのは3年目の事業で、温泉施設の整備、これもホテルが含まれている施設ですけれども、それを実施主体が株式会社井原温泉という今後新たに設立していこうとする会社で対応するというので、当初の計画から上がっていたものでございます。

委員（多賀信祥君） じゃあ、今回新町で整備をされるホテルというのは複数あるわけですけど、同一の代表者の方で、それ以外の予定は何もないということでしょうか。井原デニムストリートについても、株式会社シャンテさんについても同一の代表の方だという認識をしておりますけど。

未来創造部次長（田中大三君） 来年度対応する事業者ですが、当初は株式会社シャンテ等と書いてありましたけども、そこについてはまだ実施主体が正確には決まっていないという状況でございます。

委員（多賀信祥君） 本会議場でも聞いたんですけど、1件1億円をホテル・旅館誘致等促進事業補助金で見込んでいて、これが仮に4件、5件ということが、執行部の方の頭の中に、そんなこと井原市で実際ないと思われているかもしれませんが、可能性としてゼロなのかあるのか。

副市長（猪原慎太郎君） ホテル・旅館誘致等促進事業補助金、上限が1億円ということで、4件、5件、極端に言えば10件、そんなことが想定としてあるのかというご質問だろうかと思いますが、このホテル・旅館誘致等促進事業補助金につきましても、基本的には今年度イバラノミクス全体を見直しまして、要は3年間ということで、ある意味時限立法的な扱いを考えております。市としましては、現段階では3年間は継続をしたいというふうに思っているところでございますけれども、例えば極端な話、同一年度内に多くの申請が出るということがあるれば、特に3年にこだわらず、ある時点で見直しということもあり得るんだろうとも思っております。先ほどからホテル誘致並びに賑わい創出の補助金につきましているようなご質問をいただいております。市とすれば、新町の商店街の再興事業といった位置づ

け、それからさらには国の経済産業省のほうでも商店街の活性化の振興によりまして誘客するといったことで、全く違う補助金、国の補助金約2億円といったものも採択をされているところではございます。これは単年度の補助金ですけれども、実は3カ年の事業計画を国が見て判断してのことでございます。国の担当者いわく、国の補助金は全国で約80カ所が採択をされたと聞いておりますが、その中でもかなり注目をしている、成功すればモデル的なものになるといった評価ももらっているように聞いております。国のほうがしっかり支援している事業ということで、市としても計画的に支援をしたいということで、当初予算へ計上させていただいたということでもあります。少し回答がぼけたかもわかりませんが、何件でもホテル誘致がいくのかというのはその都度判断をしたいと思っています。

委員（多賀信祥君） 令和2年度で言えば、1件ということで解釈すればいいのでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） はい、そのとおりでございます。

委員（多賀信祥君） ほかの委員の方が言われましたけど、宿泊客の見込みでいうと、新しくできる施設だけで年間2万人、それを私自身でいうと、例えば1年あいてまたふえるということが理想というか、人の流れができて徐々にふえるということが現実的なのかなと思います。供給過多になると、逆に閑散として事業自体の印象も悪くなるというイメージを持ちますけど、連続して施設を建てるということは逆効果という考えはないでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 多賀委員さんからは、以前からもしっかり検証してからでいいのではないかといったご意見もいただいているところでございます。そういった中ではありますけれども、3カ年の事業計画という全体計画を、国のほうで認めていただいた事業であるということから、現在ではまだ委員さんのご質問に対して明確な場所、明確な実施主体、事業者、名前もまだはっきり言えないような状況ではありますけれども、国へ提出しておられる3カ年の事業計画に沿っていきたいというふうに考えております。

委員（多賀信祥君） 令和2年度の事業主体の代表者の方が同じということはないですね。

未来創造部次長（田中大三君） それはまだ決まっていない状態ということでお答えをさせていただきます。

委員（三宅文雄君） 先ほどの質問の続きなんですけれども、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金が3,000万円と、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金が1億100万円ということで、100万円については旅籠屋の固定資産税に相当するという理解はできるんですけれども、1億3,000万円が新町の商店街のほうへ令和2年度予算で座取りをされているという形になっていると思うんです。そうした場合に、今後この井原駅前通り等賑

わい創出事業、あるいはホテル・旅館誘致等促進事業を進めるに当たって、その対象地域に申し込みがあった場合にはどう対処されますか。

未来創造部次長（田中大三君） 井原駅前通り等賑わい創出事業補助金については、令和元年9月議会で路線を延長させていただいて、区域が決まっております。ですので、その中で他のものが出てくれば、それは対象になると思います。

それと、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金については、もともと要綱上では地域を限定しているものではなくて、井原市全体、どこへ進出してきたても対象になる案件でございます。ですので、今回は新町ということで計上をしておりますので、新たに出てきて予算がないということになれば、補正予算等をお願いするという形になろうかと思えます。

委員（三宅文雄君） ということは、要するにこのたびの当初予算では3,000万円を新町の商店街の活性化のほうへ充てるために予算組みをしているということで、今後その3,000万円が出てきた場合は、補正で対応するという説明だったんですけれども、現段階で事業主が決まっていないのに1億3,000万円を組むというのは、座取りということになろうかと思うんですけれども、その事業主が決まった段階で、また順序としては、井原市として井原駅前通り等賑わい創出事業補助金を用意していますよと市民へ周知をするにしても、まだ事業主が決まっていないのに3,000万円の予算を先取りしているというのは、市民に対してもよくない、説明ができないと思うんです。だから、井原駅前通り等賑わい創出事業というのは準備しておいて、今後ホテル・旅館誘致等促進事業と井原駅前通り等賑わい創出事業の1億3,000万円は、また決まった段階でこの予算決算委員会へかけていただいて審議すればいいかなと思うんです。順序としてそういうふうなやり方がいいのではないかなと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

未来創造部長（唐木英規君） この事業につきましては、先ほど副市長からもご説明をいただきましたが、国の事業採択を受けて取り組んでいる事業でございます。そういった中で、国へ提出した事業計画の中で3年間、こういう事業に取り組んでいきますということを書き出して、国も事業として認めていただいているという経緯もございます。こうした中で、本市といたしましては、かねてから議員さんのほうからいろいろご質問もいただいているような状況でございますけれども、そういった中でぜひこういう事業を成功に結びつけていきたいと、そのように考えております。そういった意味から、丸々の座取りという認識はございません。要は、事業計画の中で今後やっていく事業、令和2年度に取り組んでいく事業ということで、今回当初予算へ計上させていただいているものでございます。

委員（三宅文雄君） それでは、重ねてお伺いしますけれども、全体の事業計画で1億5,000万円ぐらいの説明があったと思います。最初、令和元年度で経済産業省からの2

億円と井原市からの1億円と、それから30万円ぐらいがあったと思うんです。2年目の、令和2年度でさっき言ったホテル・旅館誘致等促進事業補助金の1億円と、それから井原駅前通り等賑わい創出事業補助金の3,000万円は織り込み済み、市のほうでその1億3,000万円は予定していたという解釈でよろしいですか。

未来創造部長（唐木英規君） こちらの新町の取り組みにつきましては、今までも全員協議会のほうでもご説明をさせていただいております。そういった中で、3年間の事業計画を、内容をお示ししてご説明させていただいていると思いますので、こういう計画を進めるということで市も支援していくということも今までも発信しておりますので、市としては令和2年度の計画に予定されているものは盛り込んでいたという認識でございます。

委員（三宅文雄君） 再度確認しますけれども、1億3,000万円という予算は令和2年度に入れるという当初からの予定があったということで間違いはないですか。

未来創造部長（唐木英規君） 今回計上させていただいておりますホテル・旅館誘致等促進事業補助金の1億円と、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金の3,000万円は、現在の補助金要綱で規定をされております限度額でございます。本会議でもご説明させていただきましたが、今場所であるとかそういったものを調整中という中で、具体的な事業が固まったら額に変更は出てくるものと考えております。

委員（三宅文雄君） くどいようなんですけれども、1億3,000万円が令和2年度で組み込んでいたかどうかということをお聞きしているんです。だから、イエスカノーでわかると思うんですけど。

未来創造部長（唐木英規君） 組み込んでいたものでございます。

委員（簀戸利昭君） 基本的なことをお伺いします。

ホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付要綱の中で、補助率が非常にわかりづらい表現になっているのかどうなのか。基本的には2分の1補助なのか全額補助なのか、お伺いをいたします。

未来創造部次長（田中大三君） 2分の1補助でございます。

委員（簀戸利昭君） その中には土地取得費と建物の改築、または新築という表現になっておろうかと思うんですが、その取得費も含めた2分の1でしょうか、お伺いをいたします。

未来創造部次長（田中大三君） 土地の取得費、それから建物の建築に係る経費、そういったものを含んだものでございます。

委員（簀戸利昭君） それは、個人または法人が取得するものか否かをお伺いをいたします。

未来創造部次長（田中大三君） これは、実施主体であります株式会社シャンテ、ホテルについてはそういった形になります。

委員（簀戸利昭君） ということは、ほぼ1億円の補助を出すということは、2億円相当の事業費ということになるかと思いますが、それはどこで精査されておりますか、お伺いいたします。

未来創造部次長（田中大三君） ホテルにつきましては今事業認定が出ておりますので、それは市のほうで審査という形になります。

委員（多賀信祥君） 今いろいろ説明を受ける中で、行政が補助金で民間の事業者活性化をしてもらおうという観点でいいますと、先ほど副市長の回答の中で、国が認めた事業が3年間で、私が言わせてもらったのはホテルが供給過多になるかどうか、そういう分析は必要だと思うんです。令和元年度でホテルを用意され、山下議員が本会議場で言われた2万人が損益分岐点だろうという話で、そういった誘客、宿泊客数の見込み、3年間の事業計画で国が採択したということであれば、当然その辺もしっかり立てられているんだろうと思いますが、最初の事業が令和2年度であればそこが幾ら、2年目が幾ら、3年目が幾ら、4年目、5年目というところでしっかりと数字を持たれて、供給過多になるかどうかという判断を執行部の方がどういうふうなプロセスでされたのか説明をいただければと思います。済みません、わかりにくいですか。宿泊客数の見込みを最初の年はこれ、だからホテルが要ります。次はここを見込んでいるから、もう一つホテルが要ります。その次はもっとふやすから、もう一つホテルが要りますという計画がないと、先ほど言いましたけど、閑古鳥が鳴いて逆にイメージが悪いという思いもありますし、副市長が言われた国が採択した3カ年の事業計画の中でしっかりと数字があるのかなと思っておりますし、補助金を交付する行政側としてもその見込みが妥当だということ判断をされているのかどうか、まず数字を教えてください、判断の理由を聞きたいです。

未来創造部長（唐木英規君） 宿泊の見込みということでございます。

本事業につきまして、ホテルの整備等については民間主導というようなこともかねてよりご説明させていただいておりますが、そういった中で民間もそういうものをつくって誘客を図っていく、市もそれができるように向けて積極的に支援して誘客も図るという取り組みを進めるということは今まで申し上げていたところでございます。そういった中で、市として誘客が実際どれぐらいなのかというデータ、積み上げは現在持っていないのが実情でございます。

委員（多賀信祥君） バブル時代のようにどんどんつくれという体制なんですか。

未来創造部長（唐木英規君） バブル時代のようにどんどんつくれということではないと

思います。当然、この事業について、市といたしましては、補助金を交付するというものでございます。そういった中で、当然補助率でありますとか上限額が定められておりますので、民間で使っていただく場合には、当然民間の方もそれなりの事業費負担が発生するという中で、一つは民間ベースでその採算等についてもご検討された上で進出を考えられるものということをおもっております。

委員（多賀信祥君） 　だから、もう一回聞きますけど、国が採択をされた3カ年の事業計画でホテルをつくるというのであれば、入り込み客数の見込みは当然出されているんだと思うんですが、それについてもう一回一つずつ教えてください。

未来創造部長（唐木英規君） 　その内容については、手元にデータがございませんので、確認をさせてやってください。

委員長（藤原浩司君） 　多賀委員さん、その確認というのはどういう確認なんですか。

委員（多賀信祥君） 　私が思うのは、行政としては宿泊を伴う観光の方を呼び込むという目的で補助金をつくられていると思うんですが、それがどれぐらい井原市に来られるかという数字をもとに、またホテルを誘致するべきかどうかという判断が最初に必要かなということ、そういう趣旨で質問させてもらっております。

委員長（藤原浩司君） 　その確認ということで質問されたということですね。

委員（多賀信祥君） 　はい。

委員長（藤原浩司君） 　それに対して、その資料はないということですか。

未来創造部長（唐木英規君） 　今の多賀委員さんの言葉をお聞きしております、国へ出された事業計画ではなくて、市としてのという意味合いでよろしいでしょうか。

委員（多賀信祥君） 　国へ出された事業計画を見て、市としてもその計画が妥当だと思われた前提で数字を聞いています。また、私自身として、ベストは、市は市でそういう市外からの宿泊客数の目標値というのは必要かなと思いますけど、あわせて2つあって、総合的に判断したらまだこの補助金が必要だという理屈で立てられているのかなというイメージを持っているので、そういう趣旨での質問です。

未来創造部長（唐木英規君） 　先ほど回答させていただきましたが、市としてのそういう積み上げたデータは持っていないのが実情でございます。

委員（山下憲雄君） 　全然話をかえますけども、旅籠屋は理解できると今お話がございましたが、私はちょっと理解できないので、お聞きします。

100万円が旅籠屋に支給されます。旅籠屋さんにも以前に1億円が交付されていると思いますが、その後またこの要綱に従って100万円がこのたび予算計上されています。この

100万円が出た要綱の当てはめは、第5条の経営安定に係る経費というところであろうかと思えます。これは間違いないと思えますが、これを読みますと、前号アの規定により取得した土地及び建物に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額。ただし土地及び建物については、自己所有のものに限ると、この当てはめをして100万円ぐらいが要るだろうと思って予算計上されたと理解をしています。まず、この100万円は、来年あるいは再来年も予算化されることになるかどうかまずお聞きいたします。

未来創造部次長（田中大三君） これにつきましては、次の第6条で3年を限度とするということにしておりますので、3年間継続して出していくということになります。

委員（山下憲雄君） ということは、3年後には300万円ということになりますね。

未来創造部次長（田中大三君） そういうことになります。

委員（山下憲雄君） それで、固定資産税に相当額を補助金から交付するということは、ある意味、税金を一遍徴収して、それをまた返すという解釈が成り立つんですが、これについては問題はありませんか。減免という形にならないでしょうか。

未来創造部長（唐木英規君） 補助金につきましては、返すという概念は持っておりません。助成という形でございますので、要は新たに進出していただいて、経営が安定するまでの3年間、固定資産税等を助成することによって、運営当初の資金繰り等を補助することによって安定した運営をしていただくものということで支給するものでございます。

委員（山下憲雄君） 以前、旅籠屋の稼働率をお伺いしたことがあったと思えます。そのときは70%以上で、非常に稼働率がいいというご説明、ご報告を伺った記憶がございます。経営の安定ということからすると、全ての経営が安定していなくても出すということに解釈できるんですが、しかもその固定資産税に相当する額を返すとなると、どうしても減免的な意味合いを持つように理解されますが、これは市民に説明ができますでしょうか。

未来創造部長（唐木英規君） このホテル・旅館誘致等促進事業補助金につきましては、市内に宿泊施設がないというような状況の中で、市として補助金をつくって、宿泊施設を誘致する、または市内にある宿泊施設を改装してもらって、宿泊しやすい環境を整えていくという趣旨でつくっているものでございます。そういった中で、一つは市外もしくは新たに来ていただくためのインセンティブという考えでつけておりますので、来ていただくことによって井原市の宿泊環境が整う、そうすれば当然市外からの誘客にもつながっていくというような循環を考えております。

委員（山下憲雄君） 非常に常識的なご回答だと思うんですけども、基本的には3年を限度に交付すると。その当時、私はこの要綱を読んでいませんでしたので、よく理解をしていなかったんですけども、新町の株式会社シャンテさんの分にもそのことが当てはまると

思いますし、これからも当てはまると思います。今おっしゃるように、当時ホテルも少し不足ぎみで、誘客するインセンティブとしてそういうことを考えたという話ですけれども、今後も要綱の見直しとかをしないで適応していくというのは、非常に優秀な会社であろうがなかろうが関係なしにそういうことが、経営安定という言葉のもとに使われるということに私は非常に疑問を感じます。これを今後も続けるかどうか、改編の余地はありませんか。

未来創造部長（唐木英規君） 先ほど副市長のほうからもお答えをさせていただいております。このホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付要綱については3年間の限定ということで、当然その際には見直しをさせていただくということは考えておりますし、3年間という期間でなくても、副市長が申し上げましたように、そういう環境が整ったと判断されたとき、その際にはまた見直しも検討していくものであると考えております。

委員（山下憲雄君） ここに固定資産税というような語句が出てくるものを要綱に記載して、そういう経費に充てるということについては非常に問題を感じますが、これは本来なら条例として議員とともにつくっていくべきだと思いますが、そのことについて考えをお聞かせください。

副市長（猪原慎太郎君） 課税してそれをゼロにしますよという減免については条例でやるべきもので、現に井原市でもその税の条例で減免しているものは数多くあると思っております。要は、インセンティブの話で井原市に誘致しよう、誘致した企業、もしくはホテル、どちらでもいいんですけど、要は3年間経営が安定するまでは支援措置として、考え方としては同じことなんですけれども、そういった減免ということが、税条例ではないので、そういうことができないもんですから、課税して払ってもらったものを、同額をそのままお返しする、補助金として執行するという形で、要綱で規定をしております。例えば、ほかにも補助金がありますけれども、企業誘致の際にも3年間の固定資産税相当額を助成するといったものはつくっておりますし、他市のほうでも特に珍しい取り組み、要綱ではないと認識をしております。

委員（妹尾文彦君） 今のホテル・旅館誘致等促進事業補助金のことで、多賀委員さんとか三宅委員さんの話を聞いてちょっと思っていたんですけど、来年度の事業でのホテルの誘致はどこになるかまだわかっていないという答弁だったんですけど、今年度に行われた全員協議会で、計画の段階ではどこにつくるというふうには決めていたということ、計画の段階ではもうあったということは、そこではどこにつくるかというのは決めていたんじゃないかと思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょう、そのときに決まっていたんじゃないかと思うんですけども。

未来創造部長（唐木英規君） 当然、国へ出された計画の段階では、予定地というものを

想定されていたかと思います。その後、当然土地であり、建物であり、所有者との交渉というものは発生するものであるということで、そういった中で令和2年度の事業に向けて今調整をされているということでございます。

委員（妹尾文彦君） それはどこかという、どこに当たるんでしょう。

未来創造部長（唐木英規君） これについては、今確定したものはお聞きしておりません。

委員（大滝文則君） 先ほど見込みがないものに予算を組んでおるということで、その宿泊需要の見込みはないと委員が聞かれて、そういうことでまた予算を組むようなのは非常に危ういというか、基本的に税金を使うためには費用対効果というものがあるので、その効果を見定めて使うのが予算であると思うんですけども、同様の支援策でつくられた駅前通りのまつりという施設が、旅籠屋ができた関係でほとんど客がいなくなったということで、4月に閉鎖というようなこともお聞きしております。そういった中で、先ほど言った需要が非常に危ういという中でこういった話が出てくるのがいまいち理解しかねるんですけど、本当に全くないのに予算を組むんですか。

未来創造部長（唐木英規君） 全くないのにといいますか、今それを市として集計したものの等については持ち合わせておりません。ただ、今市といたしましても、シティプロモーションであるとか美星町の星空の取り組みであるとか、そういったものを通じて井原市への観光誘客を進めるという施策を展開しているところでございます。そうした中で、先般議会の中でも答弁をさせていただいておりますが、県が発表している観光客動態調査報告書、平成29年度での実績では、県内への宿泊が約475万人あるということ。あと、高梁川流域圏及び備後圏では、両圏域で250万人の宿泊があるということ、そういったことからこの周りに対する宿泊需要はたくさんある、そういったものを井原市に呼び込んでいきたいということでございます。

委員（大滝文則君） まことに申しわけないんですが、もう論点がずれておるんですけど、先ほど言ったように、同様の支援策で設立されたまつりがどうも閉鎖されるということで、競争過多になると、要するにもう潰し合いみたいになってくるので、そのあたりは税金の使い方とすれば非常に危ういなという気がします。

それからもう一点、先ほどちょっと話がありましたけども、民間事業者である方の見積もり等々で補助金を出せるということですけども、このあたりの検査体制についてはどのようになっていますか。

未来創造部次長（田中大三君） 出された見積書等について、職員がチェックをしております。

委員（大滝文則君） その職員というのは、そういう専門的な知識がある方ですか。

未来創造部次長（田中大三君） 事務の職員でございます。

委員（大滝文則君） ということは、そういった建築関係のそういう検査参事とか検査の識見を持たれている方がするのではなくて、一般事務職員という認識でいいんですか。

未来創造部次長（田中大三君） はい、そういうことでございます。

委員（大滝文則君） 民間事業者を疑うということはないですけども、そのあたり今話を聞くと危うい体制ではないかということのを改めて認識したということで、終わります。

委員（西村慎次郎君） 同じくホテル・旅館誘致等促進事業補助金に関してです。

ほかの事業補助金もそうなんでしょうけど、この補助金を出すことによってどれだけ井原市が元気になったとか活性化したとか、どこかで事業評価をしていくんだと思うんですけど、先ほどのように、入り込み客数でいくと、宿泊見込み数とかというのがない、評価指標を持っていない状況で、どうやってこの辺の補助金の評価をするのか。補助金を交付しましたという事実は残るんだけど、それが結果的にどうだったかという検証につながってこないという気がするんですが、そのあたり補助後の実際の実行した後の効果とかという、評価するときの評価指標をどう思われていますか。

未来創造部長（唐木英規君） 観光入り込み客数等については、数値目標を持っているところが実情でございますが、宿泊者数自体での数値目標は現在持っていないということでございます。ただ、今後そういったことも含めまして宿泊者数の数値目標と、あと国の認定を受けて進めている新町の再興事業につきましても、一つは消費税のアップに伴う国の施策ということもありますので、そういう消費がどれぐらい出たかというところもしっかり捉えていきたいと、そのように考えております。

委員（西村慎次郎君） 現状はどれぐらいあって、どれだけ見込まれるんで、どれだけ効果が出たっていうのができるということで、現状どういうふうに数値を持たれているのか教えていただければと思いますが。

未来創造部長（唐木英規君） 今手元のほうにその数値はございません。

委員長（藤原浩司君） 何か調べたものがありますか。

未来創造部長（唐木英規君） 年間入り込み観光客数につきましては、第7次総合計画前期基本計画の中の観光振興の中で、2016年度61万3,657人であったものを、2022年度までに63万6,000人まで拡充していくという目標は定めております。ただ、先ほど申し上げましたように、宿泊者数といったものについての目標値はないのが実情でございます。

委員（西村慎次郎君） そうするとこの補助金の評価をするには、先ほどの年間入り込み

観光客数の数値を基準に評価をしていくのかどうか。これで評価をしていくのであれば、今これは見込みというか目標値を言われたんですけど、現時点、実際に今どういう状況なのか、わかる年度があれば教えてください。

未来創造部長（唐木英規君） 申しわけございません、持ち合わせておりません。

委員長（藤原浩司君） 持ち合わせていないということは、全然ないということの解釈ですか。

未来創造部長（唐木英規君） 過去の統計データ等を確認させていただければ出てくるかもしれませんが、今確認できるものがないということでございます。

委員（西村慎次郎君） わかりました。

そういう意味でも、しっかりとそういうチェックをしていくんだという理解でいいんですか。補助金を交付するだけじゃなくて、しっかりその後のチェックをして、その効果測定等をしていくという理解でよろしいですか。

未来創造部長（唐木英規君） 数値的なものを持っていないので、はっきりチェックすることとはあれなんですけど、効果について必ず現状を確認しながら、今後どうなっていくかの検証はしてまいりたいと、そのように考えております。

委員（西田久志君） 副市長にお尋ねしますが、国のほうでは新型コロナウイルス感染症の対策ということでいろいろ報道されております。そうした中、これが長期化するんじゃないかということを言われております。それが5月とか6月じゃなくて、もう年が変わるんじゃないかというようなことを言われております。そういった中、3年連続でこういうホテルに補助するということに対しまして、本当にこれが議会もそうですけど、執行部にしても市民の理解が得られるのかなというふうに思います。本当に先行きが不透明なホテル業界ということで、この28日には開業するという状況下で、市内の宿泊施設も宿泊者が大変少なくなっているという現状の中で、これがいいのかどうかというのは皆さんも質問されておりますけども、副市長どうでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） この3カ年の事業計画をもとに井原市のほうも支援をしようという決定をしたときには新型コロナウイルス感染症のことはとても想定もできていない状況であったことは間違いないと思っております。そういう現状で、これから国はいろんな支援をやっていくという中で、井原市の財源はどうなるのかといったことにつきましては、先行きが不透明な部分は確かにあるんだろうと思っております。このホテル・旅館誘致等促進事業補助金だけに限らず、イバラノミクスとして現在15本の矢ということでやっておりますけれども、これについて全体的な話として財源が乏しい中で、早急に見直しをしなければならぬ時期が来るのかもわかりません。ただ、現状でこのホテル・旅館誘致等促進事業につ

きましては、井原市として交流人口の増加施策として有効であるという観点から、この議会へ上程をさせていただいておりますので、これにつきましてはぜひとも認めていただきたいというのが今の気持ちでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の関係の国の状況が今後どうなっていくのか、要するに地方に財源を求める支援策であるのか、国が丸々10分の10でやるのか、そこらあたりにもよってくるんだろうと思います。

委員（西田久志君） 石橋をたたくというような言葉もございますし、本当に必要と認められたときに補正を組んで提出されるのが本当であろうかと思えます。副市長どうでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 先ほど西田委員さんが言われたことはまさに正論であろうかと思えます。事業者も場所も決まっていな中で、この当初予算へ上げた理由というのは、先ほど来申し上げております国の補助金の関係、3カ年の事業計画、これを尊重して計上させていただいたということ以外には何もございません。

委員（簀戸利昭君） 先ほどから入り込み観光客数ということで言われておりました。うろ覚えではありますが、61万人余りというのは、美星町の青空市へ四十数万人、また葡萄酒浪漫館に数万人という数もカウントされていると思えます。それと、井原市全体の宿泊施設が現在何人収容できているのかということと、そこらをかなり検証してかからないと。確かに備後圏、福山市であったり、倉敷市のことも状況調査をしておかないと、その何%が井原市に泊まってくれるんだというような理解にならないと思うんです。やっぱりそこらを研究していただかないと、銀行じゃないですけど、要は夢を買うのも結構ですが、ある程度のたたき台をつくっていないと、当然銀行は融資をしません。確かに希望を持ってやられるのはいいかもしれませんが、先ほど西田委員も言われましたが、石橋をたたいて渡らないと、これが仮に3年半して閉鎖になった場合、お手上げになった場合、誰が債権者になるのかお伺いをいたします。

未来創造部長（唐木英規君） 今回のホテルの整備、あとデニムストリートの整備につきましては、新町商工連盟さんを中心とした形で国へ申請をされて、それぞれ株式会社シャンテさんでありますとか一般社団法人デニムストリートさんがされております。そういったことから、債権者自体は民間事業者になるものと考えております。

委員（簀戸利昭君） 投資した先はなるんですか、お伺いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 市の補助金を投入して、何年もたたないうちに事業が滞った場合ということだろうと思っておりますが、市民の皆さんの税金を投入してそれによって効果が出なかったということなので、市民の皆さんに損失を与えることと思えます。

委員（簀戸利昭君） 先ほども言いましたが、要は井原市が債権者になり得るのかならな

いのか。補助金として出すわけだから、銀行でいうと、融資ですね。融資をしました、事業が滞ってとまりました、破産しましたといったときの債権者はどなたになるんですか、お伺いをいたします。

未来創造部長（唐木英規君） 市が債権者になれるのかという理解をさせていただきました。ホテル・旅館誘致等促進事業補助金、あと井原駅前通り等賑わい創出事業補助金について、要綱の中で条件として3年以上継続して営業するものという規定を持っております。そういったことから、3年を超えた場合に、そういう施設を整備されて、3年以上営業された場合に、そこから先市がそれに対しての債権というか、潰れた場合に対して請求権が出てくるかということになりますと、この要綱の中ではそこまで求められないものと考えております。

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

委員（西田久志君） 201ページの土木費、土木管理費のことで、公有財産購入費、用地買収費で、これは仁井山残土処理場のことだと思いますけれど、4,500万円、その中で補正予算でマイナス2,800万円ということがございましたが、それを含めまして内容について説明をしていただきたいと思います。

建設部参与（西田直樹君） 補正予算につきましては、一昨年の災害復旧事業に傾注して事業を行っていたため、用地取得のほうができなかったため、マイナス補正したものでございます。令和2年度の予算につきましては、本会議でご説明をいたしました。仁井山残土処理場の10ヘクタールで114筆分を計上いたしておるものでございます。

委員（西田久志君） 青野地区関係者に、説明会等で114筆分は説明をされているんだと思いますが、その状況はどのような状況になっていますか。

建設部参与（西田直樹君） 4回の説明会をいたしまして、地元のほうから要望書という形で出てまいりまして、市としての回答を地元へ返したところでございます。その後の理解としては、順調に進んでいくものと担当課では考えております。

委員（西田久志君） 前例があるといったらあれなんですけれど、用地買収に関しましては大変な面もあると思いますので、慎重に行ってほしいと思います。

委員（宮地俊則君） 205ページの上から2行目ですが、道路側溝清掃業務委託料を1,000万円つけていただいております。令和元年9月議会で質問したときに、市道は総

延長が1, 200キロメートルあって、その大半が中山間地域だということで、令和2年度、積極的に取り組むというお話でございました。そこで1, 000万円つけていただいているんですが、距離でいきますか、パーセントでいきますか、これでどれぐらいの側溝清掃業務が可能となりますか。

建設部参与（西田直樹君） 当初予算では、32路線分を予定をいたしております。延長といたしましては、今持ち合わせがございませんが、32路線について執行したいと考えております。

委員（宮地俊則君） 32路線というのは、その対象となる路線全体はどれぐらいでしょうか。そのうちの32路線ですね、違いますか。

建設部参与（西田直樹君） 道路パトロール等によりまして、この令和2年度につきましては、32路線を計画をいたしているところでございます。また、道路パトロール等でふえた場合には随時対応したいと考えております。

委員（佐藤 豊君） 207ページの工事請負費で道路の外側線とかの整備というような説明があったというように思うんですが、この予算ではどのぐらいの外側線をきれいに塗り直すのか。また、優先順位というのは、外側線を塗り直すときにあるのかなのか、その辺を教えてくださいと思います。

建設部参与（西田直樹君） 外側線、区画線でございますが、どれだけの延長というところまでは資料づくりはしておりませんが、外側線のほかにカーブミラー、標識、ガードレール等がございますので、それとあわせてその中で考えていって施工したいと思っております。

また、区画線の優先順位でございますが、いわゆる幹線、市道からの薄いところから順次対応していきたいと思っております。

それから、令和2年度につきましては、区画整理をした高屋区画、出部区画、井原区画とありますけれども、西の高屋区画のほうから随時対応したいと考えております。

委員（佐藤 豊君） 側溝等々の落下防止のためのガードパイプとかといったものもここには含まれるのでしょうか。

建設部参与（西田直樹君） 防護柵ということで含まれます。

委員（簀戸利昭君） 213ページの負担金補助及び交付金の中の空家等除却事業費補助金ということがありますが、何件分を見込んでおられるのか、最大幾ら出るのかお教え願います。

都市施設課長（藤井義信君） 空家等除却事業費補助金のお尋ねでございます。

今回、予算要求は8件分でございます。補助金につきましては、50万円を限度としてお

ります。

委員（簀戸利昭君） どういう要件であればこの補助金が利用できるのか、詳細に説明をお願いします。

都市施設課長（藤井義信君） 老朽危険空家等でございますが、これが特定空家、またそれになり得るものということで、地震等により倒壊の危険性があるものということで、現地調査をまず行いまして、市の建築士によって国のガイドラインに基づいて対象になるかどうかという判断をさせていただきます。

委員（簀戸利昭君） 特定空家ということがちょっとわかりづらいので、特定空家と通学路で危険な建物があった場合、それが可能なかどうかなのかお伺いをします。

都市施設課長（藤井義信君） 通学路におきましても、特定空家とそれになり得るものであれば該当になります。

委員長（藤原浩司君） 特定空家の説明を。

都市施設課長（藤井義信君） 特定空家というのも倒壊のおそれが高いものという扱いになります。

委員（柳原英子君） ちょっとお聞きするんですけど、これも補助金ということであって、8件分を予定しているというように言われるんですけど、もっとしていただきってというのがあったらもっとするんですか。上限とかこのお金のくくりは、さっきのホテル誘致とかいろいろ私も聞いてきたんですけど、あれもあったらするような話だったので、これはそれはないんですか。

委員長（藤原浩司君） 要は、追加で出た場合に補正はとってもらえるのかということですか。

委員（柳原英子君） はい、そういうことです。

都市施設課長（藤井義信君） 要望が多ければ補正の対応でまたお願いしたいと考えております。

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

委員（多賀信祥君） 220ページ、221ページの災害対策費、先ほど備蓄品に充てられると言われたもので、今回新型コロナウイルス感染症でマスクとか除菌のスプレーとかが重用されているんですけど、備蓄品のリスト、井原市が用意しているものの中に、そういう

ものが入っているかどうかは聞いたんですけど、具体的に備蓄品のリストが何項目、何品ぐらいあるんでしょうか。

総務部参与（藤井清志君） 井原市で備蓄しているものの品名をお答えすることによろしいでしょうか。

委員（多賀信祥君） はい。

総務部参与（藤井清志君） まず、非常食、食料になります。それから、粉ミルク、調製粉乳になります。それから、毛布、生理用品、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、それから簡易トイレ、トイレットペーパー、岡山県が示しております南海トラフ地震想定の商品を備蓄しているところがございます。

委員（多賀信祥君） 今後、先ほど言いましたマスクとか除菌スプレーとかというものを検討されるということはあるでしょうか。

総務部参与（藤井清志君） 現在の新型コロナウイルス感染症の状況が、今後どういうふうに移るかというのはわからないんですけども、非常に事態が重いということになれば、当然検討していかなくてはならないものと考えております。

委員（多賀信祥君） 新型コロナウイルス感染症を例に出させてもらったんですが、冬場の避難場所での集団生活ということになりますと、風邪とかそういうものが当然はやるのが想定されますので、その辺のことも考えていただければと思います。

総務部長（渡邊聡司君） 補足させていただきます。

新型コロナウイルス感染症がはやる以前、流行したものがございます。その際に、衛生費のほうで健康医療課にマスク並びに消毒のアルコール、そういったものは備蓄しておりますが、今回も必要な箇所についてはそれぞれ対応させていただいておりますが、今後の流行の度合いによってはまた補充を考えているんですが、なかなか入手ができないということで、今後も確保に向けては努力してまいりたいと考えております。

〈なし〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第10項教育総務費から第50項幼稚園費〉

委員（妹尾文彦君） 224、225ページをお願いします。

この短時間会計年度任用職員の中に大山塾の先生とかが入っていたと思うんですけども、大山塾でのことしの在籍が何人ぐらいいたのかと、不登校の人数というのを伺いたんですが、お願いします。

学校教育課長（今井浩君） 大山塾の在籍数についてですが、令和2年2月末現在で小学生が4名、中学生が22名です。

それから、令和2年2月末現在の不登校の児童・生徒数ですが、小学生が13人、それから中学生が48人です。

委員（妹尾文彦君） 平成30年度末がわかればお願いします。

学校教育課長（今井浩君） 平成30年度末では、大山塾の在籍者が小学生が6名、中学生が20名でした。

それから、不登校の数ですが、小学生が12名、中学生が41名でした。

委員（多賀信祥君） 223ページの下から2段目、委託料の外国語指導助手派遣業務委託料ということで、市民の方から伺ったんですけど、直営から委託に変えられているという途中で、今回全部委託になるということで、人数の増減もあろうかと思いますが、1人当たりどれぐらいの額が変わるのか伺えればと思うんですけど。

教育次長（北村容子君） 直営と委託で1人当たりどれぐらい金額が違うのかということだろうと思います。

平成30年度と令和元年度の当初でございますが、これについては混在しておりますので、平成29年度と令和2年度当初で比較させていただきます。

平成29年度でいいますと、1人当たり532万7,000円、それから令和2年度が516万7,000円というふうになっております。

委員（多賀信祥君） 派遣の会社の資料を探してみたときに、マージン率っていうのも書かれてあって、25%ということなんです。単純に市が1人当たり出すお金が減っている、さらに業者の方が手数料とか研修のお金が当然かかるのはわかるんですけど、25%が減ると、先生方一人一人が報酬として受け取る額が単純に減ると思うんですけど、そういうことは起こらないんでしょうか。

教育次長（北村容子君） 派遣業務に係る委託料の中には、ALTの人件費部分でありますとか住居に係る費用、学校までの移動に係る費用、それからALTのスキルアップを図る研修に係る費用などが考えられます。そういった中で、派遣会社の収益部分ということにつきましては、こちらのほうでは承知をしていないのが実情でございます。

委員（多賀信祥君） 気にしているのは、事業所の方は運営をされるんでそこはあれなん

ですけど、生活をされる先生方が受け取られる額がかなり減ってしまって、単純にいうと、532万円から516万円に減って、そのうち25%がマージンで取られてということになるとかなり変わると思うんですけど、その辺の懸念される課題っていうのはあるんでしょうか。

教育次長（北村容子君） 市といたしましては、まずもって民間事業者に切りかえた理由でございますが、民間事業者のノウハウ、それを最大限生かす、それから質の高いALTを安定的に確保するという観点から切りかえたわけなんですけれども、そういったことで現在のところ問題は生じていないというふうにこちらでは認識しておるところでございます。

委員（多賀信祥君） 237ページの木之子中学校の設計業務等委託料の件ですけど、北側の特別校舎の空き教室を利用して改築をされると思うんですが、学校の状況で改築しようとしている教室が目的を変えてしまって教室数が減るか減らないか、その辺を伺えば。

教育次長（北村容子君） 学校のほうとも十分協議をいたしておりまして、その教室等に支障はないという確認をとって現在に至っておるところでございます。

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第60項社会教育費〉

委員（多賀信祥君） 250、251ページの未来を担うひとづくり推進事業費の委託料、ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業委託料、これがふえているんですけど、具体的に何をされるのか、先ほど幾らか説明はあったと思いますが、もう一度お願いします。

生涯学習課長（三宅 誠君） ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業委託料でございますが、この委託料につきましては、従来取り組んでおりました地域とともにある学校づくり推進事業、それから地域学校協働本部事業、職場体験活動といった3つの事業を整理、統合して新たに取り組んでいくこととしています。

ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業委託料のうち主なものとしましては、地域と学校の連携、協働によるひとづくりネットワーク構築事業というものに取り組んでいこうと考えております。ひとづくりネットワーク構築事業では、社会に開かれた教育課程及び持続可能な地域社会の実現に向けて、地域と学校が連携し、地域全体で未来をつくる子供たちの成長を支えていく地域、学校、協働活動を進める体制を構築していくものです。具体的には、各学校区の運営協議会が情報の共有や協働活動の実施に係る企画とか実施後の反省等を行うため、年二、三回の協議会の開催でありますとか、地区ごとのネットワーク懇談会を開催す

るとともに、地域コーディネーターの選出、配置を行って、連携を図りながら、これまで地域で取り組んでいただいていた学習支援や体験活動などの協働活動を推進していくこととしております。また、各学校区の運営協議会を統括する組織として井原市ひとつづくりネットワーク運営協議会を組織して協働活動の質的向上や全体の情報共有を図るため、ひとつづくりネットワーク懇談会を開催するとともに、各学校区の運営協議会に対して必要に応じて助言や支援を行っていくこととしております。

委員（多賀信祥君） 各地区で協議会をつくられて、青少年健全育成という目的で、この言葉でいうと人づくりの事業を新たにやっっていこうというときに、何か事業費のようなものがここから出ていくという解釈でいいですか。

生涯学習課長（三宅 誠君） はい、そうです。

委員（多賀信祥君） 各地区のまちづくり協議会で、青少年健全育成というテーマでやられている地区もあるかと思います。その辺の兼ね合いというのは、例えばダブルスタンダードになることはないのか、その辺はもう課内で話をされているのでしょうか。別個で立ち上がっていくということでしょうか。

生涯学習課長（三宅 誠君） 別個で立ち上がっていくものとなります。

委員（多賀信祥君） 兼ねるということは想定されていないのでしょうか。まちづくり協議会の中で青少年健全育成を目的に活動されていることが、そのまま各種団体が属されていて、協議会に移行すると。

生涯学習課長（三宅 誠君） そういう場合もあると考えております。

委員（西村慎次郎君） 同じく250、251ページの上の段の負担金補助及び交付金というところの井原市PTA連合会補助金という、毎年14万円出ていると思うんですが、この補助額が妥当かどうかというところもあるんですけども、今児童や生徒の数が減ってきていて、当然それに伴って保護者の数、PTAの会員数も減ってきているというところで、今年度から事業をちょっと縮小しての活動という状況も出てきているんですが、市としてその辺について、活動縮減というか、少なくなってきたことに対してもう少し補助をしていって、活動維持のための補助をしていくようなことは、補助金の見直しのタイミングが3年に1度なんだろうけど、その辺の検討というのはありませんでしょうか。

生涯学習課長（三宅 誠君） 現在のところ考えてはいないです。

委員（西村慎次郎君） 市のPTA連合会のほうからの相談とか要望というのが出てくると、またそれに乗るかもしれないんですが、今のところは相談がないというところで、もし相談があれば、そういう検討もあり得るということよろしいですか。

生涯学習課長（三宅 誠君） はい、もし相談があればこちらでも検討していきたいと思

います。

委員（柳原英子君） 251ページの公民館主事のところなんですけど、予算的なことではなくて、今回から面接試験をされて、公民館主事さんを生涯学習課のほうで選定されるということになっているんですけど、その選定基準とか、どういうものを重視されて面接されるのかというのを伺いたいです。

生涯学習課長（三宅 誠君） 公民館主事の選定につきましては、来年度から会計年度任用職員に制度が移行するということがありまして、会計年度任用職員としての採用につきましては、公民館主事の職に対して公募をかけましたところ、申し込みがありまして、申込者の方につきましてそれぞれ面接試験を実施したところでございます。

委員（柳原英子君） どなたが面接されるんですか。

生涯学習課長（三宅 誠君） 面接官として、中央公民館長、教育次長、生涯学習課長の3名で面接を行いました。

委員（宮地俊則君） 今の公民館主事の選考の件なんですけど、選考方法を変えられた理由はこういったところ辺にあるんでしょうか。

生涯学習課長（三宅 誠君） 法律の改正に伴いまして、来年度から会計年度任用職員として雇用するということになりまして、その制度の中で採用試験を行われなければならないということになっておりますので、面接試験を行ったところでございます。

委員（宮地俊則君） 今の説明ですと、再任用者を雇用しなければならないからこれに今度変わるという意味合いでしょうか。

生涯学習課長（三宅 誠君） 会計年度任用職員として採用するに当たって試験をしなければならないということです。

委員（大滝文則君） 250、251ページの、先ほど多賀委員が言われた未来を担うひとづくり推進事業費、これは新規の分ということですけども、これは予算が通ったあとは運用規則とかというのは想定されているんでしょうか。その運用規則ができればまた見せていただけないでしょうか。

生涯学習課長（三宅 誠君） ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業につきましては、本年度から取り組んでおる事業でございます。この事業を委託料として上げておりますのが、井原市ひとづくり実行委員会のほうへ事業を委託することとしております。

委員（大滝文則君） 運用規則等々ありますかという話なんですけど。

生涯学習課長（三宅 誠君） あります。

委員（大滝文則君） また、よろしく申し上げます。

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第70項保健体育費〉

委員（西村慎次郎君） 268ページ、269ページ、一番下の負担金補助及び交付金の下から4つ目、いばら生き生きクラブ運営費補助金が、前年度に対して10万円減額されて35万円というふうにされておりますけども、その理由を教えてください。

スポーツ課長（立花計志君） いばら生き生きクラブにつきましては、生き生きクラブ運営委員会に補助金を交付して事業の運営を行っていただいております。その中で、今年度まで45万円の補助金を交付しておりましたが、財政的自立を促すという意味もございまして、来年度補助金の10万円の削減を行っております。

委員（西村慎次郎君） 財政的自立に向けて進めないといけない理由というのは何かありますか。

スポーツ課長（立花計志君） 事業の実施及び財政的な自立を行うという目的で設置しておりましたが、なかなか運営の自立というのは難しいところでございます。まずは、財政的な自立を目指していくということで、運営委員会のほうとも協議を進めながら、今回10万円の補助金を削減するということになっております。

委員（西村慎次郎君） 10万円を減額することによる影響、多分利用者である生き生きクラブの会員さんの負担金が増額されるのかなと思っておりますけど、どれぐらいアップしていくんですか。

スポーツ課長（立花計志君） 手持ちの資料がございませんので、ちょっとお時間をいただければと思います。

委員（西村慎次郎君） 違う視点から。10万円減額されるということで、会員数が500人ぐらいだったのでしょうか、会員数で割り算すると出るのかなと思うのですが、会員数が今どれぐらいですか。

スポーツ課長（立花計志君） 令和元年度で約460名でございます。それでいけば、10万円の削減ということで、人数で割り算をすれば約200円になろうかと思っております。

委員（西村慎次郎君） 当初の設立目的が、自立して運営するということを目指すクラブだということではあるんですが、約460名の市民の方が利用されて、健康増進等に取り組まれているということで、1人当たりにしても1,000円ぐらいの市の補助という形でやっている中で、減額していくのがどうなのかなというところで、市として当初の設立目的はそうかもしれないんだけど、やはり元気な井原市をつくっていくとか、子供たちの健全育

成に取り組むとか、そういう意味ではここは補助を継続していくような事業じゃないかなという気はするんですけど、そのあたりの考えはどうか。

スポーツ課長（立花計志君） 市民の方がスポーツに取りかかる一番手っ取り早いところではございますが、このクラブの設立の目的を達成していくために、運営の自立と財政的な自立など両方ございますが、運営的な自立は非常に難しい状況でございます。クラブ員の方の会費等、ご負担をいただきながら、財政的な自立を目指していくということでやっていきたいと考えております。

委員（西村慎次郎君） 45万円だったのが35万円、そこを削ってまで自立を目指す必要があるのかなという、やっぱり市民全員を対象にこのクラブがあつて、今現実的には460名の会員ということで、スポーツ・文化、いろいろありますけども、指導員の方も協力しながら、生徒さんも健康増進につながってきているというところで、効果はあらわれていると個人的には思っているんで、それをもう自立して、要は受益者負担で、運営だけ市がしていくというところはどうかという気がするんですが、いかがでしょうか、再度お聞きします。

スポーツ課長（立花計志君） まずは、財政的自立を目指して会員の方の受益者負担等も含めて、今回10万円削減させていただきました。今後、問題や協議事項が生じた場合には、運営委員の方、クラブ員の方、指導員の方等々と協議を進めながら検討させていただきたいと思います。

〈なし〉

〈第65款公債費から第80款予備費〉

〈なし〉

〈歳出全般〉

委員（山下憲雄君） 193ページのシティプロモーション事業実施委託料についてお伺いいたします。

契約を締結している会社があるかと思いますが、3月31日で契約が満了ということであると思います。前回のこういう場で、非常に長期にわたる事業なので、できることなら契約を2年契約、3年契約のほうがいいんじゃないかというご提案、意見もさせていただきま

したが、その場では単年度ごとに契約して、新たにプロポーザルを行うという説明をいただいているんですけども、これが行われたのかどうかお伺いいたします。

定住観光課長（多賀章治君） シティプロモーション事業につきましては、令和2年度において、引き続き継続的な本市の認知度の向上とイメージアップを図る一方で、次のステップとして星空保護区コミュニティー部門の認定取得やデニムストリート事業など、新たな観光コンテンツやインフラの要素を反映しながら、その都度旬な情報を盛り込んだプロモーションを展開するというような目的を掲げておりまして、これからできていく観光コンテンツとかそういうものを、そのタイミングごとで旬を捉えるという意味で、現在のところは単年度での契約ということで進めております。

委員（山下憲雄君） そういうふうになってくるだろうと想定して、私は同じことが続くんだけど、新たなプロポーザルを行うかという質問をその時点ですべて出させていただいていたから、基本そういうふうに行いますということでありましたが、そういうことというのは、またこの場で事業者も変わらないということをご報告いただきたいと思いますが、この点いかがですか。

定住観光課長（多賀章治君） 新たに選定会議で選定を行いまして、業者も変わることも想定いたしましての公募型のプロポーザルを実施することと予定しております。

委員（山下憲雄君） 当然ながら、そうなるに既に公募についてホームページ等には上がっておかないと、今後の日程を考えたら時間的にも余裕がないと思いますが、その点いかがですか。

定住観光課長（多賀章治君） 予算の議決をいただきまして、速やかに業者選定、募集のほうができるように準備を進めております。

委員（山下憲雄君） 予算とはかかわりなく、この事業というのは最初は認知度、さらにその認知度を深めるという、今後のシティプロモーションの事業計画というのは最初に説明をいただいていますので、事業者との契約というのは予算とは関係なしに行わないと、公募という点からしても、PRする時間というのが非常に短くなるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

定住観光課長（多賀章治君） 速やかに公募して、4月早々からシティプロモーション事業にかかっているのが一番効果的とは考えますが、委託事業のほうは令和2年度の予算での計上となっておりますので、そちらのほうの議決をいただいてからスタートすることが適切かと考えております。

委員（山下憲雄君） 何だかんだご答弁をいただきますけれども、余り常識的ではないと私は思います。知らない事業者のほうが多いんじゃないんでしょうか。今の事業者でもいろ

いろな事件を起こされたわけですし。いいと思っているんだったらそれはそれでいいんですよ、私は余り変えるべきじゃあないと思っているんです、事業者というのは。そういうことで、初年度実施するに当たって、長期間にわたることだから、契約年度というのも単年度ごとじゃないほうがいいということを申し上げたわけですが、非常に律儀的に単年度でいくんだということを申し上げられているわけですが、これは余り説得ある説明には聞こえませんが、いかがですかね、もう結構です。

〈なし〉

〈第5条 一時借入金〉

〈なし〉

〈第6条 歳出予算の流用〉

〈なし〉

〈一般会計全般についての総括質疑〉

〈なし〉

委員（西田久志君） 修正動議を提出いたします。

委員長（藤原浩司君） ただいま議題となっております議案第3号に対し、西田委員外10名から修正案が提出されました。

この際、原案と修正案を一括して審査を行います。

まず、修正案の説明、質疑を行います。

討論については、原案及び修正案を一括して行いたいと思いますので、あらかじめご了承願います。

それでは、修正案についての説明を求めます。

委員（西田久志君） 議案第3号令和2年度井原市一般会計予算に対する修正案の提出について。

上記の修正案を別紙のとおり、井原市議会会議規則第92条の規定により提出する。令和

2年3月11日。予算決算委員会委員長藤原浩司殿。予算決算委員西田久志外10名。

提案理由。

本案は、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金及び事業承継推進奨励金の経費を削除するため、予算の一部を修正するものである。

次のページをお願いします。

議案第3号令和2年度井原市一般会計予算に対する修正案。

議案第3号令和2年度井原市一般会計予算の一部を次のとおり修正する。

第1条第1項中、229億500万円を227億300万円に改める。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のとおり改める。

歳入第75款繰入金、第10項基金繰入金、金額24億8,003万9,000円、歳入合計227億300万円。歳出第40款商工費、第10項商工費13億8,995万2,000円、歳出合計227億300万円とし、第3表債務負担行為の事業承継推進奨励金を削る。

なお、令和2年度井原市一般会計予算に関する説明書は、次ページに添付しています。

当初予算案に対する修正動議提出理由ですが、令和2年度井原市一般会計予算案中、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金1億円及び事業承継推進奨励金1億200万円を減額修正し、あわせて債務負担行為の事業承継推進奨励金の項を削除する動議を提出いたします。

事業承継推進奨励金については、先ほど令和元年度一般会計補正予算（第5号）と同様の理由により減額措置するものです。

また、ホテル・旅館誘致等促進事業補助金については、平成30年度、令和元年度とこの制度によって既に2年連続でホテルが建築されています。令和2年度当初予算にも引き続き計上されているホテル・旅館誘致等促進事業補助金ではありますが、現在発生している新型コロナウイルス感染症対策等で経済活動の停滞も予測され、また今後の宿泊需要が不透明な中、3年連続での大きな税金を投入してのホテル建設は理解が得られないと考えます。ホテル・旅館誘致等促進事業補助金については、新型コロナウイルス感染症対策及び経済・財政状況を見きわめ、宿泊需要の動向を注視する中で、その必要性が明らかになった時点で改めて提案され、審議することが適切と考えます。

よって、当初予算の修正動議を提出するものであります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 修正案可決〉

〈採決 原案可決〉

委員長（藤原浩司君） 本日はこれで審査を終了いたします。

あすは午前10時から開催いたしますので、皆様ご出席をお願いいたします。

本日は長時間にわたり大変ご苦勞さまでございました。これをもって終了いたします。